

農業農村整備事業
設計業務共通仕様書

令和5年8月

千葉県農林水産部耕地課

農業農村整備事業設計業務共通仕様書

目次

第1章 総則	1
第1-1条 適用	1
第1-2条 用語の定義	1
第1-3条 受発注者の責務	4
第1-4条 業務の着手	4
第1-5条 設計図書の支給及び点検	4
第1-6条 調査職員	4
第1-7条 管理技術者	5
第1-8条 照査技術者及び照査の実施	5
第1-9条 担当技術者	6
第1-10条 提出書類	6
第1-11条 打合せ等	7
第1-12条 業務計画書	7
第1-13条 資料の貸与及び返却	8
第1-14条 関係官公庁への手続き等	8
第1-15条 地元関係者との交渉等	8
第1-16条 土地への立入り等	9
第1-17条 成果物の提出	10
第1-18条 関連法令及び条例の遵守	10
第1-19条 検 査	10
第1-20条 修 補	10
第1-21条 条件変更等	11
第1-22条 契約変更	11
第1-23条 履行期間の変更	11
第1-24条 一時中止	11
第1-25条 発注者の賠償責任	12
第1-26条 受注者の賠償責任等	12
第1-27条 部分使用	12
第1-28条 再委託	12
第1-29条 成果物の使用等	13
第1-30条 守秘義務	13
第1-31条 個人情報への取扱い	13

第1-32条	安全等の確保	15
第1-33条	臨機の措置	15
第1-34条	履行報告	16
第1-35条	屋外で作業を行う時期及び時間の変更	16
第1-36条	行政情報流出防止対策の強化	16
第1-37条	暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置	17
第1-38条	保険加入の義務	18
第2章	設計業務	19
第2-1条	使用する技術基準等	19
第2-2条	現地踏査	19
第2-3条	設計業務の内容	19
第2-4条	設計業務の条件	19
第2-5条	設計業務の成果	21
第2-6条	環境配慮の条件	21
第2-7条	維持管理への配慮	22
	主要技術基準及び参考図書一覧表	23

農業農村整備事業設計業務共通仕様書

第1章 総則

第1-1条 適用

設計業務共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は、千葉県の農業農村整備事業の設計業務及びこれに類する業務（以下「設計業務等」という。）を実施する場合、土木設計等業務委託契約書（以下「契約書」という。）及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他の必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。

- 2 契約図書は、相互に補完し合うものとし、そのいずれかによって定められている事項は、契約の履行を拘束するものとする。
- 3 特別仕様書、図面、数量総括表、現場説明書及び質問回答書に記載された事項は、この共通仕様書に優先するものとする。なお、特別仕様書、図面、数量総括表、現場説明書、質問回答書又は指示や協議等の間に相違がある場合、若しくは図面からの読み取りと図面に書かれた数字が相違する場合など、受注者は調査職員に確認して指示を受けなければならない。
- 4 この共通仕様書で規定する設計業務等は、新たに設ける各種施設物を対象とするが、供用後における改築又は修繕が必要となる各種施設物についても、これを準用するものとする。
- 5 現場技術業務、測量作業及び地質・土質調査等に関する業務については別に定める各共通仕様書によるものとする。
- 6 本業務において使用する計量単位は、国際単位系（S I）によるものとする。

第1-2条 用語の定義

共通仕様書に使用する用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 「発注者」とは、契約担当者（千葉県財務規則等に規定する契約担当者）をいう。
- (2) 「受注者」とは、設計業務等の実施に関し、発注者と契約を締結した個人若しくは会社その他の法人をいう。又は、法令の規定により認められたその一般承継人をいう。
- (3) 「調査職員」とは、契約図書に定められた範囲内において、受注者又は管理技術者に対する指示、承諾又は協議等の職務を行う者で、契約書第9条第1項に規定する者であり、総括調査員、主任調査員及び調査員を総称していう。
- (4) 本仕様書で規定されている総括調査員とは、総括監督業務を担当し、主に、受注者に対する指示、承諾又は協議、及び関連業務との調整のうち重要なものの処理を行う者をいう。また、設計図書の変更、一時中止又は契約の解除の必要があると認める場合における契約担当者等に対する報告等を行うとともに、主任調査員及び調査員の指揮監督並びに監督業務の取りまとめを行う者をいう。
- (5) 本仕様書で規定されている主任調査員とは、主任監督業務を担当し、主に、受注者に対する指示、承諾又は協議（重要なもの及び軽易なものを除く）の処理、業務の進捗状況の確認、

- 設計図書の記載内容と履行内容との照合その他契約の履行状況の調査で重要なものの処理、関連業務との調整（重要なものを除く）の処理を行う者をいう。また、設計図書の変更、一時中止又は契約の解除の必要があると認める場合における総括調査員への報告を行うとともに、調査員の指揮監督並びに主任監督業務及び一般監督業務の取りまとめを行う者をいう。
- (6) 本仕様書で規定されている調査員とは、一般監督業務を担当し、主に、受注者に対する指示、承諾又は協議で軽易なものの処理、業務の進捗状況の確認、設計図書の記載内容と履行内容との照合その他契約の履行状況の調査（重要なものを除く）を行う者をいう。また、設計図書の変更、一時中止又は契約の解除の必要があると認める場合における主任調査員への報告を行うとともに、一般監督業務の取りまとめを行う者をいう。
- (7) 「検査職員」とは、設計業務等の完了の検査に当たって、契約書第31条第2項の規定に基づき、検査を行う者をいう。
- (8) 「管理技術者」とは、契約の履行に関し、業務の管理及び統括等を行う者で、契約書第10条第1項の規定に基づき、受注者が定めた者をいう。
- (9) 「照査技術者」とは、成果物の内容について技術上の照査を行う者で、契約書第11条第1項の規定に基づき、受注者が定めた者をいう。
- (10) 「担当技術者」とは、管理技術者のもとで業務を担当する者で、受注者が定めた者をいう。
- (11) 「同等の能力と経験を有する技術者」とは、当該設計業務等に関する技術上の知識を有する者で、特別仕様書で規定する者又は発注者が承諾した者をいう。
- (12) 「契約図書」とは、契約書及び設計図書をいう。
- (13) 「契約書」とは、千葉県が定める最新の「土木設計等業務委託契約約款」をいう。
- (14) 「設計図書」とは、仕様書、図面、数量総括表、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。
- (15) 「仕様書」とは、共通仕様書及び特別仕様書（これらにおいて明記されている適用すべき諸基準を含む。）を総称していう。
- (16) 「共通仕様書」とは、各設計業務等に共通する技術上の指示事項等を定める図書をいう。
- (17) 「特別仕様書」とは、共通仕様書を補足し、当該設計業務等の実施に関する明細又は特別な事項を定める図書をいう。
- (18) 「数量総括表」とは、設計業務等に関する工種、設計数量及び規格を示した書類をいう。
- (19) 「現場説明書」とは、設計業務等の入札等に参加する者に対して、発注者が当該設計業務等の契約条件を説明するための書類をいう。
- (20) 「質問回答書」とは、現場説明書に関する入札等参加者からの質問書に対して、発注者が回答する書面をいう。
- (21) 「図面」とは、入札等に際して発注者が交付した図面及び発注者から変更又は追加された図面及び図面のもとになる計算書等をいう。
- (22) 「指示」とは、調査職員が受注者に対し、設計業務等の遂行上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。
- (23) 「請求」とは、発注者又は受注者が契約内容の履行あるいは変更に関して相手方に書面を

もって行為、あるいは同意を求めることをいう。

- (24) 「通知」とは、発注者若しくは調査職員が受注者に対し、又は受注者が発注者若しくは調査職員に対し、設計業務等に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。
- (25) 「報告」とは、受注者が調査職員に対し、設計業務等の遂行に係わる事項について、書面をもって知らせることをいう。
- (26) 「申出」とは、受注者が契約内容の履行あるいは変更に関し、発注者に対して書面をもって同意を求めることをいう。
- (27) 「承諾」とは、受注者が調査職員に対し、書面で申し出た設計業務等の遂行上必要な事項について、調査職員が書面により業務上の行為に同意することをいう。
- (28) 「質問」とは、不明な点に関して書面をもって問うことをいう。
- (29) 「回答」とは、質問に対して書面をもって答えることをいう。
- (30) 「協議」とは、書面により契約図書の協議事項について、発注者又は調査職員と受注者が対等の立場で合議することをいう。
- (31) 「提出」とは、受注者が調査職員に対し、設計業務等に係わる事項について書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。
- (32) 「連絡」とは、調査職員と受注者の間で、契約書第 18 条に該当しない事項又は緊急で伝達すべき事項について、口頭、ファクシミリ、電子メールなどにより互いに知らせることをいう。
- なお、後日、連絡内容の書面による伝達は必要に応じて行う。
- (33) 「提示」とは、受注者が調査職員又は検査職員に対し業務に係わる書面又はその他の資料を示し、説明することをいう。
- (34) 「書面」とは、打合せ記録簿を含む、紙及び電磁的記録に記録された事項を表示したものをいい、発行年月日を記載し、署名等を行ったものを有効とする。署名等とは、署名のみ、又は押印のみ、若しくはそれらを併用することをいう。
- ア 「署名」とは、氏名を自書することをいい、電子的手段によるものを含む。
- イ 「押印」とは、印鑑を押すことをいい、電子的手段によるものを含む。
- (35) 「成果物」とは、受注者が契約図書に基づき履行した設計業務等の成果を記録した図書、図面及び関連する資料をいう。
- (36) 「納品」とは、受注者が調査職員に業務完成時に成果物を納めることをいう。
- (37) 「電子成果品」とは、電子的手段によって発注者に納品する成果物となる電子データをいう。
- (38) 「電子納品」とは、電子成果品を納品することをいう。
- (39) 「照査」とは、受注者が、発注条件、設計の考え方、構造細目等の確認及び計算書等の検算等の成果の確認をすることをいう。
- (40) 「検査」とは、契約図書に基づき、検査職員が設計業務等の完了を確認することをいう。
- (41) 「打合せ」とは、設計業務等を適正かつ円滑に実施するために管理技術者等と調査職員が面談により、業務の方針及び条件等の疑義を正すことをいう。

- (42) 「修補」とは、発注者が検査時に受注者の負担に帰すべき理由による不良箇所を発見した場合に受注者が行うべき訂正、補足その他の措置をいう。
- (43) 「協力者」とは、受注者が設計業務等の遂行に当たって、再委託する者をいう。
- (44) 「使用人等」とは、協力者又はその代理人若しくはその使用人その他これに準ずる者をいう。
- (45) 「了解」とは、契約図書に基づき、調査職員が受注者に指示した処理内容・回答に対して、理解して承認することをいう。
- (46) 「受理」とは、契約図書に基づき、受注者、調査職員が相互に提出された書面を受け取り、内容を把握することをいう。

第 1-3 条 受発注者の責務

受注者は、契約の履行に当たって設計業務等の意図及び目的を十分理解した上で設計業務等に適用すべき諸基準に適合し、所定の成果を満足するような技術を十分に発揮しなければならない。

受注者及び発注者は、設計業務等の履行に必要な条件等について相互に確認し、円滑な設計業務等の履行に努めなければならない。

第 1-4 条 業務の着手

受注者は、特別仕様書に定めがある場合を除き、契約締結後 15 日（土曜日、日曜日、祝日等（千葉県の日に関する条例（平成元年千葉県条例第 1 号）第 1 条に規定する県の休日（以下「休日等」という。）を除く）以内に設計業務等に着手しなければならない。この場合において、着手とは管理技術者等が設計業務等の実施のため調査職員との打合せを行うことをいう。

第 1-5 条 設計図書の支給及び点検

受注者からの要求があり、調査職員が必要と認めた場合は、受注者に図面の原図若しくは電子データを貸与する。ただし、共通仕様書、各種基準、参考図書等市販されているものについては、受注者の負担において備えるものとする。

- 2 受注者は、設計図書の内容を十分点検し、疑義のある場合は、調査職員に報告し、その指示を受けなければならない。
- 3 調査職員は、必要と認めた場合には、受注者に対し、図面又は詳細図面等を追加支給するものとする。

第 1-6 条 調査職員

発注者は、設計業務等における調査職員を定め、受注者に通知するものとする。

- 2 調査職員は、契約図書に定められた事項の範囲内において、指示、承諾、協議等の職務を行うものとする。
- 3 契約書の規定に基づく調査職員の権限は、契約書第 9 条第 2 項に規定した事項である。

- 4 調査職員がその権限を行使するときは、書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合、調査職員が受注者に対し口頭による指示等を行った場合には、受注者はその口頭による指示等に従うものとする。なお調査職員は、その口頭による指示等を行った後、後日に書面で受注者に指示等するものとする。

第1-7条 管理技術者

受注者は、設計業務等における管理技術者を定め、発注者に通知するものとする。

- 2 管理技術者は、契約図書等に基づき、業務の技術上の管理を行うものとする。
- 3 管理技術者は、設計業務等の履行に当たり、技術士（総合技術監理部門（業務に該当する選択科目）又は業務に該当する部門）、博士（業務に該当する部門の博士号）、農業土木技術管理士、シビルコンサルティングマネージャー（業務に該当する部門）、畑地かんがい技士（畑地かんがい業務に限る）、農業水利施設機能総合診断士（農業水利施設システムの総合的な機能診断業務に限る）、農業農村地理情報システム技士（地理情報システムに関する業務に限る）、農業水利施設補修工事品質管理士〔コンクリート構造物分野〕（農業水利施設補修工事（コンクリート構造物）の設計業務等に限る）のいずれかの資格を有するもの、又はこれと同等の能力と経験を有する技術者（大学卒 18 年（短大・高専卒 23 年、高校卒 28 年）以上相当の能力と経験を有する者をいう。）であり、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。
- 4 管理技術者に委任できる権限は、契約書第 10 条第 2 項に規定した事項とする。ただし、受注者が管理技術者に委任できる権限を制限する場合は、発注者に報告しない限り、管理技術者は受注者の一切の権限（契約書第 10 号第 2 項の規定により行使できないとされた権限を除く）を有するものとされ、発注者及び調査職員は管理技術者に対して指示等を行えば足りるものとする。
- 5 管理技術者は、調査職員が指示する関連のある設計業務等の受注者と十分に協議の上、相互に協力し、業務を実施しなければならない。
- 6 管理技術者は、照査結果の確認を行わなければならない。
- 7 管理技術者は、原則として変更できない。ただし、死亡、傷病、退職、出産、育児、介護等やむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者とするものとし、受注者は発注者の承諾を得なければならない。

第1-8条 照査技術者及び照査の実施

受注者は、発注者が設計図書において定める場合には、設計業務等における照査技術者を定め発注者に通知するものとする。

- 2 照査技術者は、設計業務等の履行に当たり、技術士（総合技術監理部門（業務に該当する選択科目）又は業務に該当する部門）、博士（業務に該当する部門の博士号）、農業土木技術管理士、シビルコンサルティングマネージャー（業務に該当する部門）のいずれかの資格を有するもの、畑地かんがい技士（畑地かんがい業務に限る）、農業水利施設機能総合診断士（農業水利

施設システムの総合的な機能診断業務に限る)又は、これと同等の能力と経験を有する技術者(大学卒 18 年(短大・高専卒 23 年、高校卒 28 年)以上相当の能力と経験を有する者をいう。)であり、日本語に堪能(日本語通訳が確保できれば可)でなければならない。

- 3 照査技術者は、照査計画を作成し業務計画書に記載し、照査に関する事項を定めなければならない。
- 4 照査技術者は、設計図書に定める又は調査職員が指示する業務の節目毎にその成果の確認を行うとともに、成果の内容については、受注者の責において照査技術者自身による照査を行うものとする。
- 5 照査技術者は、特別仕様書に定める照査報告毎に照査結果を照査報告書として取りまとめ、照査技術者の責において署名の上、管理技術者に提出するとともに、報告完了時には全体の照査報告書として取りまとめるものとする。
- 6 照査技術者は、原則として変更できない。ただし、死亡、傷病、退職、出産、育児、介護等やむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者とするものとし、受注者は発注者の承諾を得なければならない。

第 1-9 条 担当技術者

受注者は、業務の実施に当たって担当技術者を定める場合は、その氏名その他必要な事項を調査職員に提出するものとする。(管理技術者と兼務するものを除く。)

なお、担当技術者が複数にわたる場合は、適切な人数とし、最大 8 名までとする。

- 2 担当技術者は、契約図書等に基づき、適正に業務を実施しなければならない。
- 3 担当技術者は照査技術者を兼ねることはできない。

第 1-10 条 提出書類

受注者は、発注者が指定した様式により、契約締結後に調査職員を経て、発注者に遅滞なく関係書類を提出しなければならない。ただし、業務委託料(以下「委託料」という。)に係る請求書、請求代金代理受領承諾書、遅延利息請求書、調査職員に関する措置請求に係る書類及びその他現場説明の際に指定した書類を除く。

- 2 受注者が発注者に提出する書類で様式が定められていないものは、受注者において様式を定め、提出するものとする。ただし、発注者がその様式を指示した場合は、これに従わなければならない。
- 3 業務実績データの作成及び登録
 - (1) 受注者は、業務請負代金額が 100 万円以上の業務について、受注時、登録内容の変更時、完了時において、農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス(AGRIS)に基づく業務実績データを作成し、登録機関に登録申請の上、AGRIS 上において調査職員の承認を受けなければならない。

なお、登録データ作成等に要する費用は、受注者の負担とする。

- (2) 業務実績データの登録は、原則として以下の期限内に登録申請を行い、調査職員の承認を

受けるものとする。

ア 受注時は、契約締結後土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除き 15 日以内とする。

イ 登録内容の変更時は、変更があった日から土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除き 15 日以内とする。ただし、変更時と完了時の間が 15 日間（土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除く。）に満たない場合は、変更時の登録を省略できるものとする。

ウ 完了時は、業務完了通知書を提出後土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除き 15 日以内とし、訂正時は、適宜行うものとする。

第 1-11 条 打合せ等

設計業務等を適正かつ円滑に実施するため、管理技術者等と調査職員は常に密接な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度受注者が打合せ記録簿に記録し、相互に確認しなければならない。

なお、連絡は積極的に電子メール等を活用し、電子メール等で確認した内容については、必要に応じて打合せ記録簿を作成するものとする。

2 設計業務等着手時及び設計図書で定める業務の区切りにおいて、管理技術者等と調査職員は打合せを行うものとし、その結果について受注者が打合せ記録簿に記録し相互に確認しなければならない。

3 管理技術者等は、契約図書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、速やかに調査職員と協議するものとする。

4 打合せ（対面）の想定回数は、特別仕様書又は数量総括表による。

5 調査職員及び受注者は、「ワンデーレスポンス」※に努めるものとする。

※ 「ワンデーレスポンス」とは、問合せ等に対して、1 日あるいは適切な期限までに対応することをいう。なお、1 日での対応が困難な場合などは、いつまでに対応するかを連絡するなど、速やかに何らかの対応をすることをいう。

第 1-12 条 業務計画書

受注者は、契約締結後 14 日（休日等を含む）以内に業務計画書を作成し、調査職員に提出しなければならない。

2 業務計画書には、契約図書に基づき下記事項を記載するものとする。

- (1) 業務概要
- (2) 実施方針
- (3) 業務工程
- (4) 業務組織計画
- (5) 打合せ計画
- (6) 成果物の品質を確保するための計画
- (7) 成果物の内容、部数
- (8) 使用する主な図書及び基準

(9) 連絡体制（緊急時含む）

(10) 使用する主な機器

(11) その他

（2）実施方針又は（11）その他には、第1-31条個人情報の取扱い、第1-32条安全等の確保及び第1-36条行政情報流出防止対策の強化に関する事項も含めるものとする。

なお、受注者は、設計図書において照査技術者による照査が定められている場合は、業務計画書に照査技術者及び照査計画について記載するものとする。

3 受注者は、業務計画書の重要な内容を変更する場合は、理由を明確にした上、その都度調査職員に変更業務計画書を提出しなければならない。

4 受注者は、調査職員が指示した事項については、さらに詳細な業務計画に係る資料を提出しなければならない。

第1-13条 資料の貸与及び返却

調査職員は、設計図書に定める図書及びその他関係資料を、受注者に貸与するものとする。なお、貸与資料は、業務着手時に受注者に貸与することを原則とし、これによらない場合は、業務着手時に貸与時期を受発注者間で協議する。

2 受注者は、貸与された図書及び関係資料等の必要がなくなった場合には、直ちに調査職員に返却するものとする。

3 受注者は、貸与された図書及びその他関係資料を丁寧に扱い紛失又は損傷してはならない。万一、紛失又は損傷した場合には、受注者の責任と費用負担において修復するものとする。

4 受注者は、設計図書に定める守秘義務が求められる資料については、複写してはならない。

第1-14条 関係官公庁への手続き等

受注者は、設計業務等の実施に当たっては、発注者が行う関係官公庁等への手続きの際に協力しなければならない。また受注者は、設計業務等を実施するため、関係官公庁等に対する諸手続きが必要な場合には、速やかに行うものとする。

2 受注者は、関係官公庁等から交渉を受けた場合には、遅滞なくその旨を調査職員に報告し協議するものとする。

第1-15条 地元関係者との交渉等

契約書第12条に定める地元関係者への説明、交渉等は、発注者又は調査職員が行うものとするが、受注者は、調査職員の指示がある場合には、これに協力するものとする。また、これらの交渉に当たり受注者は、地元関係者に誠意をもって接しなければならない。

2 受注者は、屋外で行う設計業務等の実施に当たっては、地元関係者からの質問、疑義に関する説明等を求められた場合は、調査職員の承諾を得てから行うものとし、地元関係者との間に紛争が生じないように努めなければならない。

3 受注者は、設計図書の定め、あるいは調査職員の指示により受注者が行うべき地元関係者へ

の説明、交渉等を行う場合には、交渉等の内容を随時、調査職員に報告し、指示があればそれに従うものとする。

- 4 受注者は、設計業務等の実施中に発注者が地元協議等を行い、その結果を設計条件として業務を実施する場合には、設計図書に定めるところにより、地元協議等に立会するとともに、説明資料及び記録の作成を行うものとする。
- 5 受注者は、前項の地元協議により、既に作成した成果の内容を変更する必要がある場合には、指示に基づいて変更するものとする。

なお、変更に要する期間及び経費は、発注者と協議の上、定めるものとする。

第1-16条 土地への立入り等

受注者は、屋外で行う設計業務等を実施するため国有地、公有地又は私有地に立入る場合には、契約書第13条の定めに従って、調査職員及び関係者と十分な協調を保ち設計業務等が円滑に進捗するように努めなければならない。なお、やむを得ない理由により現地への立入りが不可能となった場合には、直ちに調査職員に報告し指示を受けなければならない。

- 2 受注者は、設計業務等実施のため植物伐採、垣、柵等の除去又は土地若しくは工作物を一時使用するときは、あらかじめ調査職員に報告するものとし、報告を受けた調査職員は当該土地所有者及び占有者の許可を得るものとする。

なお、第三者の土地への立入りについて、当該土地所有者又は占有者の許可は発注者が得るものとするが、調査職員の指示がある場合、受注者はこれに協力しなければならない。

- 3 受注者は、前項の場合において生じた損失のため必要となる経費の負担については、設計図書に示すほかは調査職員と協議により定めるものとする。
- 4 受注者は、第三者の土地への立入りに当たっては、あらかじめ身分証明書交付願を発注者に提出し身分証明書の交付を受け、現地立入りに際しては、これを常に携帯しなければならない。

なお、受注者は、立入り作業完了後10日以内（休日等を除く）に身分証明書を発注者に返却しなければならない。

第1-17条 成果物の提出

受注者は、設計業務等が完了したときは、設計図書に示す成果物（設計図書で照査技術者による照査が定められた場合は、照査報告書を含む。）を業務完了通知書とともに提出し、検査を受けるものとする。

- 2 受注者は、設計図書に定めがある場合、又は調査職員が指示する場合で、同意した場合には、履行期間途中においても、成果物の部分引渡しを行うものとする。
- 3 受注者は、農林水産省制定「設計業務等の電子納品要領（案）」及び千葉県農林水産部耕地課制定「電子納品運用ガイドライン（案）〔農業・農村整備事業編〕」を参考として作成した電子データを電子媒体で提出するものとする。また当該電子データの提出に当たっては、「電子納品チェックシステム（農林水産省農業農村整備事業版）」によるチェックを行い、エラーがないことを確認するとともに、ウイルス対策を実施するものとする。

第1-18条 関連法令及び条例の遵守

受注者は、設計業務等の実施に当たっては、関連する関係諸法令及び条例等を遵守しなければならない。

第1-19条 検査

受注者は、契約書第31条第1項の規定に基づき、業務完了通知書を発注者に提出する際には、契約図書により義務付けられた資料の整備が全て完了し、調査職員に提出していなければならない。

2 発注者は、設計業務等の検査に先立って受注者に対して検査日を通知するものとする。この場合において受注者は、検査に必要な書類及び資料等を整備するとともに、屋外で行う検査においては、必要な人員及び機材を準備し、提供しなければならない。この場合、検査に要する費用は受注者の負担とする。

3 検査職員は、調査職員及び管理技術者の立会の上、次の各号に掲げる検査を行うものとする。

- (1) 設計業務等成果物の検査
- (2) 設計業務等管理状況の検査

設計業務等の状況について、書類、記録及び写真等により検査を行う。

なお、電子納品の検査時の対応については千葉県農林水産部耕地課制定「電子納品運用ガイドライン（案）〔農業農村整備事業編〕」を参考にするものとする。

第1-20条 修補

受注者は、修補は速やかに行わなければならない。

2 発注者は、修補の必要があると認めた場合には、「千葉県委託設計業務等検査要綱」に基づき、委託業務修補指示書により受注者に対して期限を定めて修補を指示することができるものとする。

3 発注者が修補の指示をした場合において、修補の完了の確認は、第1-19条の規定を準用する。

4 発注者が指示した期間内に修補が完了しなかった場合は、発注者は、契約書第31条第2項の規定に基づき検査結果を受注者に通知するものとする。

第1-21条 条件変更等

契約書第18条第1項第5号に規定する「予期することのできない特別な状態」とは、契約書第29条第1項に規定する天災その他の不可抗力による場合のほか、発注者と受注者が協議し当該規定に適合すると判断した場合とする。

2 調査職員が受注者に対して契約書第18条、第19条及び第21条の規定に基づく設計図書の変更又は訂正の指示を行う場合は、指示書によるものとする。

第1-22条 契約変更

発注者は、次の各号に掲げる場合において、設計業務等委託契約の変更を行うものとする。

- (1) 業務内容の変更により業務委託料に変更を生じる場合
 - (2) 履行期間の変更を行う場合
 - (3) 調査職員と受注者が協議し、設計業務等施行上必要があると認められる場合
 - (4) 契約書第30条の規定に基づき、委託料の変更に代える設計図書の変更を行った場合
- 2 発注者は、前項の場合において、変更する契約図書を次の各号に基づき作成するものとする。
- (1) 第1-21条の規定に基づき、調査職員が受注者に指示した事項
 - (2) 設計業務等の一時中止に伴う増加費用及び履行期間の変更等決定済の事項
 - (3) その他発注者又は調査職員と受注者との協議で決定された事項

第1-23条 履行期間の変更

発注者は、受注者に対して設計業務等の変更の指示を行う場合には、履行期間変更協議の対象であるか否かを合わせて事前に通知しなければならない。

- 2 発注者は、履行期間変更協議の対象であると確認された事項及び設計業務等の一時中止を指示した事項であっても残履行期間及び残業務量等から履行期間の変更が必要でないとは判断した場合は、履行期間の変更を行わない旨の協議に代えることができるものとする。
- 3 受注者は、契約書第22条の規定に基づき、履行期間の延長が必要と判断した場合には、履行期間の延長理由、必要とする延長日数の算定根拠、変更工程表その他必要な資料を発注者に提出しなければならない。
- 4 契約書第23条に基づき発注者の請求により履行期間を短縮した場合には、受注者は、速やかに業務工程表を修正し提出しなければならない。

第1-24条 一時中止

契約書第20条第1項の規定により、次の各号に該当する場合には、発注者は受注者に通知し、必要と認める期間、設計業務等の全部又は一部を一時中止させるものとする。

なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）による設計業務等の中断については、第1-33条臨機の措置により、受注者は適切に対応しなければならない。

- (1) 第三者の土地への立入り許可が得られない場合
 - (2) 関連する他の業務等の進捗が遅れたため、設計業務等の続行を不相当と認めた場合
 - (3) 環境問題等の発生により設計業務等の続行が不相当又は不可能となった場合
 - (4) 天災等により設計業務等の対象箇所の状態が変動した場合
 - (5) 第三者及びその財産、受注者、使用人並びに調査職員の安全確保のため必要があると認められた場合
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、発注者が必要と認めた場合
- 2 発注者は、受注者が契約図書に違反し、又は調査職員の指示に従わない場合等、調査職員が必要と認めた場合には、設計業務等の全部又は一部を一時中止させることができるものとする。

- 3 前2項の場合において、受注者は屋外で行う設計業務等の現場の保全については、調査職員の指示に従わなければならない。

第1-25条 発注者の賠償責任

発注者は、以下の各号に該当する場合には、損害の賠償を行わなければならない。

- (1) 契約書第27条に規定する一般的損害、契約書第28条に規定する第三者に及ぼした損害について、発注者の責に帰すべき損害とされた場合
- (2) 発注者が契約に違反し、その違反により契約の履行が不可能となった場合

第1-26条 受注者の賠償責任等

受注者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償又は履行の追完を行わなければならない。

- (1) 契約書第27条に規定する一般的損害、契約書第28条に規定する第三者に及ぼした損害について、受注者の責に帰すべき損害とされた場合
- (2) 契約書第40条に規定する契約不適合責任として請求された場合
- (3) 受注者の責により損害が生じた場合

第1-27条 部分使用

発注者は、次の各号に掲げる場合には、契約書第33条の規定に基づき、受注者に対して部分使用を請求することができるものとする。

- (1) 別途設計業務等の使用に供する必要がある場合
- (2) その他特に必要と認められた場合

- 2 受注者は、部分使用に同意した場合には、部分使用同意書を発注者に提出するものとする。

第1-28条 再委託

契約書第7条第1項に規定する「主たる部分」とは、次の各号に掲げるものをいい、受注者は、これを再委託することはできない。

- (1) 設計業務等における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等
- (2) 解析業務における手法の決定及び技術的判断

- 2 契約書第7条第3項ただし書きに規定する「軽微な部分」は、コピー、ワープロ、印刷、製本、速記録の作成、翻訳、トレース、模型製作、計算処理（単純な電算処理に限る）、データ入力、アンケート票の配布、資料の収集・単純な集計、電子納品の作成作業、その他特別仕様書に定める事項とする。

- 3 受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託に当たっては、発注者の承諾を得なければならない。

- 4 受注者は、設計業務等を再委託に付する場合、書面により協力者との契約関係を明確にしておくとともに、協力者に対し適切な指導、管理のもとに設計業務等を実施しなければならない。

なお、協力者は、「千葉県建設工事等入札参加業者資格者（測量・調査・設計・コンサルタン

ト関係業者等)」である場合は、千葉県の指名停止期間中であってはならない。

第1-29条 成果物の使用等

受注者は、契約書第6条第4項の定めに従い、発注者の承諾を得て単独で又は他の者と共同で、成果物を公表することができる。

- 2 受注者は、著作権、特許権その他第三者の権利の対象となっている設計方法等の使用に関し、設計図書に明示がなく、その費用負担を契約書第8条に基づき発注者に求める場合には、第三者と補償条件の交渉を行う前に発注者の承諾を得なければならない。

第1-30条 守秘義務

受注者は、契約書第1条第5項の規定により、業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

- 2 受注者は、当該業務の結果（業務処理の過程において得られた記録等を含む）を第三者に閲覧させ、複製させ、又は譲渡してはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得たときはこの限りではない。
- 3 受注者は、本業務に関して発注者から貸与された情報その他知り得た情報を第1-12条に示す業務計画書の業務組織計画に記載される者以外には秘密とし、また、当該業務の遂行以外の目的に使用してはならない。
- 4 受注者は、当該業務に関して発注者から貸与された情報、その他知り得た情報を当該業務の終了後においても第三者に漏らしてはならない。
- 5 取り扱う情報は、アクセス制限、パスワード管理等により適切に管理するとともに、当該業務のみに使用し、他の目的には使用しないこと。また、発注者の許可なく複製・転送等しないこと。
- 6 受注者は、当該業務完了時に、業務の実施に必要な情報（書面、電子媒体）について、発注者への返却若しくは消去又は破棄を確実に行うこと。
- 7 受注者は、当該業務の遂行において貸与された発注者の情報の外部への漏洩若しくは目的外利用が認められ又そのおそれがある場合には、これを速やかに発注者に報告するものとする。

第1-31条 個人情報の取扱い

1 基本的事項

受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、行政手続における特定の個人を識別する番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）及び千葉県個人情報保護条例（平成5年千葉県条例第1号）等関係法令に基づき、次に示す事項等の個人情報の漏えい、滅失、改ざん又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 秘密の保持

受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに第三者に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

3 取得の制限

受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。また、当該利用目的の達成に必要な範囲内で、適正かつ公正な手段で個人情報を取得しなければならない。

4 利用及び提供の制限

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための利用目的以外の目的のために個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

5 複写等の禁止

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

6 再委託の禁止及び再委託時の措置

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための個人情報については自ら取り扱うものとし、第三者にその取り扱いを伴う事務を再委託してはならない。

なお、再委託に関する発注者の指示又は承諾がある場合においては、個人情報の適切な管理を行う能力を有しない者に再委託することがないよう、受注者において必要な措置を講ずるものとする。

7 事案発生時における報告

受注者は、個人情報の漏えい等の事案が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、適切な措置を講じなければならない。なお、発注者の指示があった場合はこれに従うものとする。また、契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

8 資料等の返却等

受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から貸与され、又は受注者が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の終了後又は解除後速やかに発注者に返却し、又は引き渡さなければならない。ただし、発注者が、廃棄又は消去など別の方法を指示したときは、当該指示に従うものとする。

9 管理の確認等

(1) 受注者は、取扱う個人情報の秘匿性等その内容に応じて、この契約による事務に係る個人情報の管理の状況について、年1回以上発注者に報告するものとする。なお、個人情報の取扱いに係る業務が再委託される場合には、再委託される業務に係る個人情報の秘匿性等その内容に応じて、再委託先における個人情報の管理の状況について、受注者が年1回以上の定期的検査等により確認し、発注者に報告するものとする。

(2) 発注者は、受注者における個人情報の管理の状況について適時確認することができる。ま

た、発注者は必要と認めるときは、受注者に対し個人情報の取り扱い状況について報告を求め、又は検査することができる。

10 管理体制の整備

受注者は、この契約による事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定め、第1－12条で示す業務計画書に記載するものとする。

11 従事者への周知

受注者は、従事者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに第三者に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

第1－32条 安全等の確保

受注者は、屋外で行う設計業務等に際しては、設計業務等関係者だけでなく、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保に努めなければならない。

- 2 受注者は、特別仕様書に定めがある場合には所轄警察署、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、労働基準監督署等の関係者及び関係機関と緊密な連絡を取り、設計業務等実施中の安全を確保しなければならない。
- 3 受注者は、屋外で行う設計業務等の実施に当たり、事故等が発生しないよう使用人等に安全教育の徹底を図り、指導、監督に努めなければならない。
- 4 受注者は、屋外で行う設計業務等の実施に当たっては安全の確保に努めるとともに、労働安全衛生法等関係法令に基づく措置を講じておくものとする。
- 5 受注者は、屋外で行う設計業務等の実施に当たり、災害予防のため、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。
 - (1) 屋外で行う設計業務等に伴い伐採した立木等を野焼きしてはならない。なお、処分する場合は、関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い必要な措置を講じなければならない。
 - (2) 受注者は、喫煙等の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用は禁止しなければならない。
 - (3) 受注者は、ガソリン、塗料等の可燃物を使用する必要がある場合には、周辺に火気の使用を禁止する旨の標示を行い、周辺の整理に努めなければならない。
- 6 受注者は、爆発物等の危険物を使用する必要がある場合には、関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い、爆発等の防止に必要な措置を講じなければならない。
- 7 受注者は、屋外で行う設計業務等の実施に当たっては豪雨、豪雪、出水、地震、落雷等の自然災害に対して、常に被害を最小限に食い止めるための防災体制を確立しておかなければならない。

また、災害発生時においては第三者及び使用人等の安全確保に努めなければならない。
- 8 受注者は、屋外で行う設計業務等実施中に事故等が発生した場合には、直ちに調査職員に報告するとともに、調査職員が指示する様式により事故報告書を速やかに調査職員に提出し、調

査職員から指示がある場合にはその指示に従わなければならない。

第1-33条 臨機の措置

受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。また、受注者は、措置をとった場合には、その内容を速やかに調査職員に報告しなければならない。

- 2 調査職員は、天災等に伴い成果物の品質及び履行期間の遵守に重大な影響があると認められるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができるものとする。

第1-34条 履行報告

受注者は、契約書第15条の規定に基づき、履行報告書を作成し、調査職員に提出しなければならない。

第1-35条 屋外で作業を行う時期及び時間の変更

受注者は、設計図書に屋外で作業を行う期日及び時間が定められている場合で、その時間を変更する必要がある場合は、事前に調査職員と協議するものとする。

- 2 受注者は、設計図書に屋外で作業を行う期日及び時間が定められていない場合で、休日等又は夜間に作業を行う場合は、事前に理由を調査職員に提出しなければならない。

第1-36条 行政情報流出防止対策の強化

受注者は、本業務の履行に関する全ての行政情報について適切な流出防止対策をとり、第1-12条で示す業務計画書に流出防止策を記載するものとする。

- 2 受注者は以下の業務における行政情報流出防止対策の基本的事項を遵守しなければならない。

(1) 関係法令等の遵守

行政情報の取り扱いについては、関係法令を遵守するほか、本規定及び発注者の指示する事項を遵守するものとする。

(2) 行政情報の目的外使用の禁止

受注者は、発注者の許可無く本業務の履行に関して取り扱う行政情報を本業務の目的以外に使用してはならない。

(3) 社員等に対する指導

ア 受注者は、受注者の社員、短時間特別社員、特別臨時作業員、臨時雇い、嘱託及び派遣労働者並びに取締役、相談役及び顧問、その他全ての従業員（以下「社員等」という。）に対し行政情報の流出防止対策について、周知徹底を図るものとする。

イ 受注者は、社員等の退職後においても行政情報の流出防止対策を徹底させるものとする。

ウ 受注者は、発注者が再委託を認めた業務について再委託をする場合には、再委託先業者に対し本規定に準じた行政情報の流出防止対策に関する確認・指導を行うこと。

- (4) 契約終了時等における行政情報の返却

受注者は、本業務の履行に関し発注者から提供を受けた行政情報（発注者の許可を得て複製した行政情報を含む。以下同じ。）については、本業務の実施完了後又は本業務の実施途中において発注者から返還を求められた場合、速やかに直接発注者に返却するものとする。

本業務の実施において付加、変更、作成した行政情報についても同様とする。

(5) 電子情報の管理体制の確保

ア 受注者は、電子情報を適正に管理し、かつ、責務を負う者（以下「情報管理責任者」という。）を選任及び配置し、第1-12条で示す業務計画書に記載するものとする。

イ 受注者は次の事項に関する電子情報の管理体制を確保しなければならない。

(ア) 本業務で使用するパソコン等のハード及びソフトに関するセキュリティ対策

(イ) 電子情報の保存等に関するセキュリティ対策

(ウ) 電子情報を移送する際のセキュリティ対策

(6) 電子情報の取り扱いに関するセキュリティの確保

受注者は、本業務の実施に際し、情報流出の原因につながる以下の行為をしてはならない。

ア 情報管理責任者が使用することを認めたパソコン以外の使用

イ セキュリティ対策の施されていないパソコンの使用

ウ セキュリティ対策を施さない形式での重要情報の保存

エ セキュリティ機能のない電磁的記録媒体を使用した重要情報の移送

オ 情報管理責任者の許可を得ない重要情報の移送

(7) 事故の発生時の措置

ア 受注者は、本業務の履行に関して取り扱う行政情報について何らかの事由により情報流出事故にあった場合には、速やかに発注者に届け出るものとする。

イ この場合において、速やかに、事故の原因を明確にし、セキュリティ上の補完措置をとり、事故の再発防止の措置を講ずるものとする。

3 発注者は、受注者の行政情報の管理体制等について、必要に応じ、報告を求め、検査確認を行う場合がある。

第1-37条 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置

受注者は、暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否すること。また、不当介入を受けた時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。再受託者等が不当介入を受けたことを認知した場合も同様とする。

2 前項により警察に通報又は捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を発注者に報告すること。

3 前各項の行為を怠ったことが確認された場合は、指名停止等の措置を講じることがある。

4 暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議しなければならない。

第1-38条 保険加入の義務

受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び厚生年金保険法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。

第2章 設計業務

第2-1条 使用する技術基準等

受注者は、業務の実施に当たって、最新の技術基準及び参考図書並びに特別仕様書に基づいて行うものとする。

なお、使用に当たっては、事前に調査職員の承諾を得なければならない。

第2-2条 現地踏査

受注者は、設計業務等の実施に当たり、現地踏査を行い設計等に必要な現地の状況を把握するものとする。

- 2 受注者は、発注者と合同で現地踏査を実施する場合は、実施後に確認した事項について整理し、提出するものとする。なお、適用及び実施回数は特別仕様書又は数量総括表による。

第2-3条 設計業務の内容

設計業務等とは、第1-13条に定める貸与資料及び第2-1条に定める技術基準等及び設計図書を用いて、構想設計、基本設計、実施設計あるいは補足設計を行うことをいう。

- 2 構想設計とは、地形図、地質資料、現地調査結果、設計事例、経験等に基づき概略設計によるタイプの検討、標準図の作成、概略数量計算、概算工事費の算定などを行うもので、あわせて今後の調査設計の指針を確立するために行う設計をいう。なお、概略設計とは、目的構造物の比較案又は最適案を提案し、各種施設物の基礎的諸元を設定するものをいう。
- 3 基本設計とは、調査、試験等基礎資料が概略整備された段階において、標準断面による構造計算、平面図、縦横断面図、構造物等の一般図、数量計算、概算工事費の算定など、予備的な設計を行うもので、あわせて実施設計の設計方針を確立するための設計をいう。
- 4 実施設計とは、調査、試験等基礎資料が整備された段階において、詳細な構造計算・水理計算に基づく、平面図、縦横断面図、構造物等の詳細図、数量計算、施工計画、概算工事費の算定など詳細な設計を行うもので、工事実施に必要な設計をいう。
- 5 補足設計とは、追加調査結果等により、工事実施のための細部設計を行い、実施設計を補足するために行う設計をいう。

第2-4条 設計業務の条件

受注者は、業務の着手に当たり、第1-13条に定める貸与資料、第2-1条に定める技術基準等及び設計図書を基に設計条件を設定し、調査職員の承諾を得るものとする。

また、受注者は、これらの図書等に示されていない設計条件を設定する必要がある場合は、事前に調査職員の指示又は承諾を得なければならない。

- 2 受注者は、現地踏査あるいは資料収集を実施する場合には、第1-13条に定める貸与資料等及び設計図書に示す設計事項と照合して、現地踏査による調査対象項目あるいは資料収集対象項目を整理し、調査職員の承諾を得るものとする。
- 3 受注者は、前項において、第1-13条に定める貸与資料と相違する事項が生じた場合には、

調査対象項目あるいは資料収集対象項目を調査職員と協議するものとする。

- 4 受注者は、設計図書及び第2-1条に定める技術基準等に示された以外の解析方法等を用いる場合には、使用する理論、公式等について、その理由を付して調査職員の承諾を得るものとする。
- 5 受注者は、設計に当たって特許工法等特殊な工法を使用する場合には、調査職員の承諾を得るものとする。
- 6 設計に採用する材料、製品は原則としてJ I S、J A Sの規格品又はこれと同等品以上とするものとする。
- 7 受注者は、設計計算書に、計算に使用した理論、公式の引用、文献等並びにその計算過程を明記するものとする。
- 8 受注者は、設計に当たって、建設副産物の発生、抑制、経済性等を考慮した再利用の促進等の視点を取り入れた設計を行うものとする。また、建設副産物の検討成果として、リサイクル計画書を作成するものとする。
- 9 受注者は、電子計算機によって設計計算を行う場合には、プログラムと使用機種について事前に調査職員と協議するものとする。
- 10 受注者は、構想設計を行った結果、後段階の設計において一層の生産性向上の検討の余地が残されている場合は、最適案として選定された1ケースについて生産性向上の観点より、形状、構造、使用材料、施工方法等について、後段階の設計時に検討すべき生産性向上の提案を行うものとする。

この提案は構想設計を実施した受注者がその設計を通じて得た着目点・留意事項等（生産性向上の観点から後設計時に一層の検討を行うべき事項等）について、後設計を実施する技術者に情報を適切に引き継ぐためのものであり、本提案のために新たな計算等の作業を行う必要はない。

- 11 受注者は、構想設計又は基本設計における比較案の提案、評価及び検討をする場合には、従来技術に加えて、新技術情報提供システム（NET I S）や農業農村整備民間技術情報データベース（NNTD）等を利用し、有用な新技術・新工法を積極的に活用するための検討を行うものとする。

なお、従来技術の検討においては、NET I SやNNTD掲載期間終了技術についても、技術の優位性や活用状況を考慮して検討の対象に含めることとする。

また、受注者は、実施設計における工法等の選定においては、従来技術（NET I S掲載期間終了技術を含む）に加えて、NET I SやNNTD等を利用し、有用な新技術・新工法を積極的に活用するための検討を行い、調査職員と協議のうえ、採用する工法等を決定した後に設計を行うものとする。

- 12 受注者は、「千葉県公共事業景観形成指針」に基づき、景観に配慮した設計を行うものとする。

第2-5条 設計業務の成果

受注者は、成果の内容について、次の各号により取りまとめるものとする。

(1) 設計業務成果概要書

設計業務成果概要書は、設計業務等の条件、特に考慮した事項、コントロールポイント、検討内容、施工性、経済性、耐久性、維持管理に関すること、美観、環境等の要件を的確に解説し取りまとめるものとする。

(2) 設計計算書等

計算項目は、この共通仕様書及び特別仕様書によるものとする。

(3) 設計図面

設計図面は、特別仕様書に示す方法により作成するものとする。

(4) 数量計算書

数量計算書は、「土地改良工事数量算出要領(案)」により行うものとし、算出した結果は、工種別、区間別に取りまとめるものとする。

ただし、構想設計及び基本設計については、特別仕様書に定めのある場合を除き、一般図等に基づいて概略数量を算出するものとする。

(5) 概算工事費

概算工事費を算定する場合には、調査職員と協議した単価と、前号ただし書きに従って算出した概略数量を基に算定するものとする。

(6) 施工計画書

ア 施工計画書は、工事施工に当たって必要な次の事項の基本的内容を記載するものとする。

(ア) 計画工程表

(イ) 使用機械

(ウ) 施工方法

(エ) 施工管理

(オ) 仮設備計画

(カ) 特記事項その他

イ 特殊な構造あるいは特殊な工法を採用したときは、施工上留意すべき点を特記事項として記載するものとする。

(7) 現地踏査結果

受注者は、現地踏査を実施した場合には、現地の状況を示す写真とともにその結果を取りまとめることとする。

第2-6条 環境配慮の条件

受注者は、「循環型社会形成推進基本法」(平成12年6月法律第110号)に基づき、エコマテリアル(自然素材、リサイクル資材等)の使用をはじめ、現場発生材の積極的な利活用を検討し、調査職員と協議のうえ設計に反映させるものとする。

2 受注者は、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」(平成12年5月法律第100

号、以下「グリーン購入法」という。)に基づき、物品使用の検討に当たっては環境への負荷が少ない環境物品等の採用を推進するものとする。また、グリーン購入法第7条の規定による県の「環境配慮物品調達方針」に基づき、特定調達品目の調達に係る設計を行う場合には、事業ごとの特性を踏まえ、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等に留意しつつ、原則として、判断の基準を満たすものが調達されるように設計するものとする。

3 受注者は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成12年5月法律第104号)に基づき、再生資源の十分な利用及び廃棄物の減量を図るなど適切な設計を行うものとする。

4 受注者は、「建設汚泥の再生利用に関するガイドライン」(平成18年6月)の趣旨に配慮した設計を行うものとする。

第2-7条 維持管理への配慮

受注者は、各技術基準に基づき、維持管理の方法、容易さ等を考慮し設計を行うものとする。

主要技術基準及び参考図書一覧表
 ※注意：最新版を利用するものとする。

分類	番号	区分	図 書 名	編集又は発行所名	制定又は発行年月	最新改定
農業農村整備	1	土地改良事業計画設計基準「計画」	農業用水（水田）	(公社)農業農村工学会	H22.7	H25.9
農業農村整備	2	土地改良事業計画設計基準「計画」	農業用水（畑）	(公社)農業農村工学会	H27.5	H28.3
農業農村整備	3	土地改良事業計画設計基準「計画」	水温・水質	(公社)農業農村工学会	S42.11	
農業農村整備	4	土地改良事業計画設計基準「計画」	排水	(公社)農業農村工学会	H18.3	R2.2
農業農村整備	5	土地改良事業計画設計基準「計画」	排水 河口改良	(公社)農業農村工学会	S42.11	
農業農村整備	6	土地改良事業計画設計基準「計画」	農地開発（開畑）	(公社)農業農村工学会	S52.1	
農業農村整備	7	土地改良事業計画設計基準「計画」	ほ場整備（水田）	(公社)農業農村工学会	H25.4	
農業農村整備	8	土地改良事業計画設計基準「計画」	ほ場整備（畑）	(公社)農業農村工学会	H19.4	
農業農村整備	9	土地改良事業計画設計基準「計画」	土層改良	(公社)農業農村工学会	S59.1	
農業農村整備	10	土地改良事業計画設計基準「計画」	暗渠排水	(公社)農業農村工学会	H12.11	H29.5
農業農村整備	11	土地改良事業計画設計基準「計画」	農道	(公社)農業農村工学会	H13.8	H19.8
農業農村整備	12	土地改良事業計画設計基準「計画」	農地保全	(公社)農業農村工学会	S54.7	
農業農村整備	13	土地改良事業計画設計基準「計画」	農地地すべり防止対策	(公社)農業農村工学会	H16.3	R4.5
農業農村整備	14	土地改良事業計画設計基準「計画」	水質障害対策	(公社)農業農村工学会	S55.8	
農業農村整備	15	土地改良事業計画設計基準「計画」	開墾（水田部分）	(公社)農業農村工学会	S31.12	
農業農村整備	16	土地改良事業計画設計基準「計画」	湖沼干拓	(公社)農業農村工学会	S31.12	
農業農村整備	17	土地改良事業計画設計基準「計画」	埋立	(公社)農業農村工学会	S31.12	
農業農村整備	18	土地改良事業計画設計基準「設計」	ダム	(公社)農業農村工学会	H15.4	
農業農村整備	19	土地改良事業計画設計基準「設計」	頭首工	(公社)農業農村工学会	H20.3	
農業農村整備	20	土地改良事業計画設計基準「設計」	水利アスファルト工（前編）	(公社)農業農村工学会	S42.2	
農業農村整備	21	土地改良事業計画設計基準「設計」	水利アスファルト工（後編）	(公社)農業農村工学会	S42.2	
農業農村整備	22	土地改良事業計画設計基準「設計」	水路工	(公社)農業農村工学会	H13.2	H26.3
農業農村整備	23	土地改良事業計画設計基準「設計」	パイプライン	(公社)農業農村工学会	S48.3	R3.6
農業農村整備	24	土地改良事業計画設計基準「設計」	水路トンネル	(公社)農業農村工学会	H8.10	H26.7
農業農村整備	25	土地改良事業計画設計基準「設計」	海面開拓	(公社)農業農村工学会	S41.3	
農業農村整備	26	土地改良事業計画設計基準「設計」	農道	(公社)農業農村工学会	H17.3	
農業農村整備	27	土地改良事業計画設計基準「設計」	ポンプ場	(公社)農業農村工学会	H18.3	H30.5
農業農村整備	28	土地改良事業計画設計基準「設計」	マイクロかんがい	(公社)農業農村工学会	H6.4	
農業農村整備	29	土地改良事業計画設計基準「設計」	農地開発（改良山成畑工）	(公社)農業農村工学会	H4.5	
農業農村整備	30	土地改良事業計画設計基準「設計」	防風施設	(公社)農業農村工学会	S62.9	
農業農村整備	31	土地改良事業計画設計基準「設計」	畑地帯集水利用	(公社)農業農村工学会	H2.4	
農業農村整備	32	土地改良事業計画設計基準「設計」	農村環境整備	(公社)農業農村工学会	H9.2	H18.10
農業農村整備	33	土地改良事業管理基準	ダム編	(公社)農業農村工学会	H16.3	
農業農村整備	34	土地改良事業管理基準	排水機場編	(公社)農業農村工学会	H20.9	
農業農村整備	35	土地改良事業管理基準	用水機場編	(公社)農業農村工学会	H12.7	H30.5
農業農村整備	36	土地改良事業管理基準	頭首工編	農水省	H24.8	
農業農村整備	37	土地改良事業設計指針	ファームボンド	(公社)農業農村工学会	H11.3	
農業農村整備	38	土地改良事業設計指針	ため池整備	(公社)農業農村工学会	H18.2	H27.5
農業農村整備	39	土地改良事業設計指針	耐震設計	(公社)農業農村工学会	S57.11	H27.5
農業農村整備	40	土地改良事業設計指針	よりよき設計のために 頭首工の魚道	(公社)農業農村工学会	H14.10	H26.3
農業農村整備	41	土地改良事業設計指針	魚道	(公社)農業農村工学会		頭首工編に統合 頭首工編に統合
農業農村整備	42	土地改良事業設計指針	溪流取水工	(公社)農業農村工学会		頭首工編に統合 頭首工編に統合
農業農村整備	43	手引き・他の指針	自動走行農機等に対応した農地整備の手引き	農水省	R2.2	
農業農村整備	44	手引き・他の指針	土地改良事業計画の手引き 土地改良施設 耐震設計の手引き	(公社)農業農村工学会	H16.3	H27.5廃止
農業農村整備	45	手引き・他の指針	環境との調和に配慮した事業実施のための調査計画・設計の手引き 1 基本的な考え方・水路整備	農水省	H16.12	
農業農村整備	46	手引き・他の指針	環境との調和に配慮した事業実施のための調査計画・設計の手引き 2 ため池、農道及び移入種	農水省	H16.12	
農業農村整備	47	手引き・他の指針	環境との調和に配慮した事業実施のための調査計画・設計の手引き 3 ほ場整備（水田・畑）	農水省	H16.10	
農業農村整備	48	手引き・他の指針	環境との調和に配慮した事業実施のための調査計画・設計の技術指針	農水省	H19.3	H27.5
農業農村整備	49	手引き・他の指針	農業農村整備事業における景観配慮の手引き	農水省	H19.6	
農業農村整備	50	測量関係図書	千葉県農業農村整備事業測量作業規程	千葉県農林水産部耕地課		R3.3
農業農村整備	51	測量関係図書	測地成果2000導入に伴う公共測量成果座標変換マニュアル	国土地理院	H13.3	H19.11
農業農村整備	52	測量関係図書	測量作業マニュアル	公益社団法人 土地改良測量設計技術協会	H15.10	廃止
農業農村整備	53	測量関係図書	土地改良事業用地調査等請負業務事務処理要領	公益社団法人 土地改良測量設計技術協会	S57.3	R4.4.1
農業農村整備	54	設計参考資料	コンクリート標準示方書〔基書籍原則編〕	(公社)土木学会	H25.3	
農業農村整備	55	設計参考資料	コンクリート標準示方書〔設計編〕	(公社)土木学会	H30.3	
農業農村整備	56	設計参考資料	コンクリート標準示方書〔施工編〕	(公社)土木学会	H30.3	
農業農村整備	57	設計参考資料	コンクリート標準示方書〔維持管理編〕	(公社)土木学会	H30.10	
農業農村整備	58	設計参考資料	コンクリート標準示方書〔ダムコンクリート編〕	(公社)土木学会	H25.10	
農業農村整備	59	設計参考資料	コンクリート標準示方書〔規準編〕	(公社)土木学会	H30.10	
農業農村整備	60	設計参考資料	コンクリート標準示方書〔構造性能照査編〕	(公社)土木学会	H14.3	廃止
農業農村整備	61	設計参考資料	コンクリート標準示方書〔耐震性能照査編〕	(公社)土木学会	H14.12	廃止
農業農村整備	62	設計参考資料	コンクリート標準示方書〔施工編（耐久性照査型）〕	(公社)土木学会	H12.1	廃止
農業農村整備	63	設計参考資料	コンクリート標準示方書〔舗装編〕	(公社)土木学会	H14.3	廃止
農業農村整備	64	設計参考資料	2014年制定 舗装標準示方書	(公社)土木学会	H27.10	
農業農村整備	65	設計参考資料	道路橋示方書・同解説Ⅰ共通編	(公社)日本道路協会	H29.11	
農業農村整備	66	設計参考資料	道路橋示方書・同解説Ⅱ鋼橋・鋼部材編	(公社)日本道路協会	H29.11	
農業農村整備	67	設計参考資料	道路橋示方書・同解説Ⅲコンクリート橋・コンクリート部材編	(公社)日本道路協会	H29.11	
農業農村整備	68	設計参考資料	道路橋示方書・同解説Ⅳ下部構造編	(公社)日本道路協会	H29.11	
農業農村整備	69	設計参考資料	道路橋示方書・同解説Ⅴ耐震設計編	(公社)日本道路協会	H29.11	
農業農村整備	70	設計参考資料	道路橋示方書・同解説Ⅵ耐震設計編に関する参考資料	(公社)日本道路協会	H29.11	
農業農村整備	71	設計参考資料	道路橋支便覧	(公社)日本道路協会	H30.12	
農業農村整備	72	設計参考資料	杭基礎設計便覧	(公社)日本道路協会		R2.9
農業農村整備	73	設計参考資料	杭基礎施工便覧	(公社)日本道路協会		R2.9
農業農村整備	74	設計参考資料	道路土工 切土工・斜面安定工指針	(公社)日本道路協会	H21.7	
農業農村整備	75	設計参考資料	道路土工 カルバート工指針	(公社)日本道路協会	H22.10	
農業農村整備	76	設計参考資料	道路土工 盛土工指針	(公社)日本道路協会	H22.5	
農業農村整備	77	設計参考資料	道路土工 擁壁工指針	(公社)日本道路協会	H24.9	
農業農村整備	78	設計参考資料	道路土工 軟弱地盤対策工指針	(公社)日本道路協会	H24.8	
農業農村整備	79	設計参考資料	道路土工 仮設構造物指針	(公社)日本道路協会	H11.3	
農業農村整備	80	設計参考資料	揚排水ポンプ設備技術基準(案)同解説	(一社)河川ポンプ施設技術協会	H27.2	R2.1
農業農村整備	81	設計参考資料	建築基礎構造設計指針	(一社)日本建築学会	S27.11	R1.11
農業農村整備	82	ストックマネジメント関係参考資料	農業水利施設の長寿命化のための手引き	農水省	H27.11	
農業農村整備	83	ストックマネジメント関係参考資料	農業水利施設の機能保全の手引き 総論編	農水省	H27.5	
農業農村整備	84	ストックマネジメント関係参考資料	農業水利施設の機能保全の手引き パイプライン編	農水省	H28.8	
農業農村整備	85	ストックマネジメント関係参考資料	農業水利施設の機能保全の手引き 開水路編	農水省	H28.8	
農業農村整備	86	ストックマネジメント関係参考資料	農業水利施設の機能保全の手引き 頭首工編	農水省	H28.8	
農業農村整備	87	ストックマネジメント関係参考資料	農業水利施設の機能保全の手引き 頭首工（ゲート設備）編	農水省	H22.6	
農業農村整備	88	ストックマネジメント関係参考資料	農業水利施設の機能保全の手引き 頭首工（ゴム堰）編	農水省	H25.4	

主要技術基準及び参考図書一覧表
 ※注意：最新版を利用するものとする。

分類	番号	区分	図 書 名	編集又は発行所名	制定又は発行年月	最新改定
農業農村整備	89	ストックマネジメント関係参考資料	農業水利施設の機能保全の手引き 水路トンネル編	農水省	H28.6	
農業農村整備	90	ストックマネジメント関係参考資料	農業水利施設の機能保全の手引き ポンプ場（ポンプ設備）編	農水省	H25.4	
農業農村整備	91	ストックマネジメント関係参考資料	農業水利施設の機能保全の手引き 除塵設備編	農水省	H25.4	
農業農村整備	92	ストックマネジメント関係参考資料	農業水利施設の機能保全の手引き 電気設備編	農水省	H25.5	
農業農村整備	93	ストックマネジメント関係参考資料	農業水利施設の機能保全の手引き 水管理制御設備編	農水省	H25.5	
農業農村整備	94	ストックマネジメント関係参考資料	農業水利施設の補修・補強工事に関するマニュアル【開水路補修編】（案）	農水省	H27.4	
農業農村整備	95	ストックマネジメント関係参考資料	農業水利施設の補修・補強工事に関するマニュアル【パイプライン編】（案）	農水省	H29.4	
農業農村整備	96	ストックマネジメント関係参考資料	農業水利施設の補修・補強工事に関するマニュアル【鋼矢板水路腐食対策（補修）編】（案）	農水省	R1.9	
農業農村整備	97	ストックマネジメント関係参考資料	農業水利施設の補修・補強工事に関するマニュアル【鋼管等腐食対策編】（案）	農水省	R2.3	
農業農村整備	98	ストックマネジメント関係参考資料	農業水利施設の補修・補強工事に関するマニュアル【水路トンネル編】	農水省	R3.6	
農業農村整備	99	設計参考資料	道路土工要綱	(公社) 日本道路協会	H21.7	
農業農村整備	100	設計参考資料	道路土工構造物技術基準・同解説	(公社) 日本道路協会	H29.3	
参考：県土整備部	1	共通	国土交通省制定 土木構造物標準設計	全日本建設技術協会	-	
参考：県土整備部	2	共通	土木製図基準 [2009年改訂版]	土木学会	H21.2	
参考：県土整備部	3	共通	水理公式集 平成11年版	土木学会	H11.11	
参考：県土整備部	4	共通	J I Sハンドブック	日本規格協会	最新版	
参考：県土整備部	5	共通	土木工事安全施工技術指針	国土交通省	R4.2	
参考：県土整備部	6	共通	建設工事公衆災害防止対策要綱の解説(土木工事編)	国土交通省	R元.9	
参考：県土整備部	7	共通	建設機械施工安全技術指針	国土交通省	H17.3	
参考：県土整備部	8	共通	建設機械施工安全技術指針 指針本文とその解説	日本建設機械施工協会	H18.2	
参考：県土整備部	9	共通	移動式クレーン、杭打機等の支持地盤養生マニュアル	日本建設機械施工協会	H12.3	
参考：県土整備部	10	共通	土木工事共通仕様書	千葉県	R4.10	
参考：県土整備部	11	共通	地盤調査の方法と解説(2分冊)	地盤工学会	H25.3	
参考：県土整備部	12	共通	地盤材料試験の方法と解説(2分冊)	地盤工学会	H21.11	
参考：県土整備部	13	共通	地質・土質調査成果電子納品要領	国土交通省	H28.10	
参考：県土整備部	14	共通	公共測量作業規程の準則	国土交通省	R2.3	
参考：県土整備部	15	共通	公共測量作業規程の準則基準点測量記載要領	日本測量協会	H29.4	
参考：県土整備部	16	共通	公共測量 作業規程の準則(平成28年3月31日改正版)解説と運用 基準点測量、応用測量編	日本測量協会	H28.3	
参考：県土整備部	17	共通	公共測量 作業規程の準則(平成28年3月31日改正版)解説と運用 地形測量及び写真測量編	日本測量協会	H28.3	
参考：県土整備部	18	共通	測量成果電子納品要領	国土交通省	H30.3	
参考：県土整備部	19	共通	測地成果2000導入に伴う公共測量成果座標変換マニュアル	国土地理院	H19.11	
参考：県土整備部	20	共通	基本水準点の2000年度平均成果改定に伴う 公共水準点成果改訂マニュアル(案)	国土地理院	H13.5	
参考：県土整備部	21	共通	公共測量成果改定マニュアル	国土地理院	H26.5	
参考：県土整備部	22	共通	電子納品運用ガイドライン【業務編】	国土交通省	H21.6	
参考：県土整備部	23	共通	電子納品運用ガイドライン【測量編】	国土交通省	H21.6	
参考：県土整備部	24	共通	電子納品運用ガイドライン【地質・土質調査編】	国土交通省	H18.9	
参考：県土整備部	25	共通	電子納品運用ガイドライン【委託業務編】	千葉県	H28.1	
参考：県土整備部	27	共通	2014年制定 舗装標準示方書	土木学会	H27.10	
参考：県土整備部	33	共通	土木設計業務等の電子納品要領	国土交通省	H20.5	
参考：県土整備部	34	共通	CAD製図基準	国土交通省	H20.5	
参考：県土整備部	35	共通	CAD製図基準に関する運用ガイドライン	国土交通省	H21.6	
参考：県土整備部	36	共通	デジタル写真管理情報基準	国土交通省	H28.3	
参考：県土整備部	37	共通	ボーリング柱状図作成及びボーリングコア取扱い・保管要領(案) 同解説	一般社団法人全国地質調査業協会 社会基盤情報標準化委員会	H27.6	
参考：県土整備部	38	共通	コンクリートライブラリー 66号 プレストレストコンクリート工法設計施工指針	土木学会	H3.4	
参考：県土整備部	39	共通	2016年制定トンネル標準示方書〔共通編〕・同解説/〔山岳工法編〕・同解説	土木学会	H28.8	
参考：県土整備部	40	共通	2016年制定トンネル標準示方書〔共通編〕・同解説/〔シールド工法編〕・同解説	土木学会	H28.8	
参考：県土整備部	41	共通	2016年制定トンネル標準示方書〔共通編〕・同解説/〔開削工法編〕・同解説	土木学会	H28.8	
参考：県土整備部	42	共通	地中送電用深部立坑、洞道の調査・設計・施工・計測指針	日本トンネル技術協会	S57.3	
参考：県土整備部	43	共通	地中構造物の建設に伴う近接施工指針(改訂版)	日本トンネル技術協会	H11.2	
参考：県土整備部	44	共通	日本下水道協会規格(JSWS) シールド工事用標準セグメント(A-3, 4)	日本下水道協会	H13.7	
参考：県土整備部	45	共通	除雪・防雪ハンドブック(除雪編)、(防雪編)	日本建設機械施工協会	H16.12	
参考：県土整備部	46	共通	軟岩評価一調査・設計・施工への適用	土木学会	H4.11	
参考：県土整備部	47	共通	グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説(JGS4101-2012)	地盤工学会	H24.5	
参考：県土整備部	48	共通	グラウンドアンカー施工のための手引書	日本アンカー協会	H15.5	
参考：県土整備部	49	共通	ジェットグラウト工法技術資料	日本ジェットグラウト協会	H23.9	
参考：県土整備部	50	共通	ジェットグラウト工法(積算資料)	日本ジェットグラウト協会	H23.9	
参考：県土整備部	51	共通	大深度土留め設計・施工指針(案)	先端建設技術センター	H6.10	
参考：県土整備部	52	共通	土木研究所資料大規模地下構造物の耐震設計法、ガイドライン	建設省土木研究所	H4.3	
参考：県土整備部	53	共通	薬液注入工法の設計施工指針	日本グラウト協会	H元.6	
参考：県土整備部	54	共通	薬液注入工法設計資料	日本グラウト協会	毎年発行	
参考：県土整備部	55	共通	薬液注入工法積算資料	日本グラウト協会	毎年発行	
参考：県土整備部	56	共通	近接基礎設計・施工要領(案)	建設省土木研究所	S58.6	
参考：県土整備部	57	共通	煙・熱感知器運動機構・装置等の設置に関する指針	日本火災報知器工業会	H19.7	
参考：県土整備部	58	共通	高圧受電設備規程	日本電気協会	H26.5	
参考：県土整備部	59	共通	防災設備に関する指針 -電源と配線及び非常用の照明装置-2004年版	日本建設工業協会	H16.9	
参考：県土整備部	60	共通	昇降機設計・施工上の指導指針	日本建築設備・昇降機センター	H7.8	
参考：県土整備部	61	共通	日本建設機械要覧2016年版	日本建設機械化協会	H28.3	
参考：県土整備部	62	共通	建設工事に伴う騒音振動対策ハンドブック(第3版)	日本建設機械化協会	H13.2	
参考：県土整備部	63	共通	建設発生土利用技術マニュアル 第4版	土木研究センター	H25.11	
参考：県土整備部	64	共通	[新訂] 建設副産物適正処理推進要綱の解説	建設副産物リサイクル 広報推進会議	H14.11	
参考：県土整備部	65	共通	災害復旧工事の設計要領	全国防災協会	毎年発行	
参考：県土整備部	66	共通	製品仕様による数値地形図データ作成ガイドライン改訂版(案)	国土地理院	H20.3	
参考：県土整備部	67	共通	基盤地図情報原型データベース地理空間データ製品仕様書(案)【数値地形図編】第2.3版	国土地理院	H26.4	
参考：県土整備部	68	共通	地すべり観測便覧	斜面防災対策技術協会	H24.5	
参考：県土整備部	69	共通	地すべり対策技術設計実施要領H19年度版	斜面防災対策技術協会	H19.11	
参考：県土整備部	70	共通	「猛禽類保護の進め方(改訂版)-特にイヌワシ・クマタカ・オオタカについて-	日本鳥類保護連盟	H24.12	
参考：県土整備部	71	共通	環境大気常時監視マニュアル 第6版	環境省 水・大気環境局	H22.3	
参考：県土整備部	72	共通	騒音に係わる環境基準の評価マニュアルI・基本評価編	環境庁	H11.6	
参考：県土整備部	73	共通	騒音に係わる環境基準の評価マニュアルU・地域評価編(道路に面する地域)	環境庁	H12.4	
参考：県土整備部	74	共通	面的評価支援システム操作マニュアル(本編)Ver. 4.0.1	環境省水・大気環境局	H30.3	
参考：県土整備部	75	共通	改訂解説・工作物設置許可基準	国土技術研究センター	H10.11	
参考：県土整備部	76	共通	地理空間データ製品仕様書作成マニュアル	国土地理院	R元.11	
参考：県土整備部	77	共通	製品仕様書等サンプル基準点測量	国土地理院	R元.11	
参考：県土整備部	78	共通	製品仕様書等サンプル水準測量	国土地理院	R元.11	
参考：県土整備部	79	共通	製品仕様書等サンプル数値地形図	国土地理院	R元.11	
参考：県土整備部	80	共通	製品仕様書等サンプル撮影(評定点の設置、撮影、同時調整)	国土地理院	R元.11	
参考：県土整備部	81	共通	製品仕様書等サンプル写真地図作成	国土地理院	R元.11	
参考：県土整備部	82	共通	製品仕様書等サンプル 航空レーザ測量	国土地理院	R元.11	

主要技術基準及び参考図書一覧表
 ※注意：最新版を利用するものとする。

分類	番号	区分	図 書 名	編集又は発行所名	制定又は発行年月	最新改定
参考：県土整備部	83	共通	製品仕様書等サンプル応用測量	国土地理院	R元.11	
参考：県土整備部	84	共通	製品仕様書等サンプル 三次元点群データ作成	国土地理院	H29.10	
参考：県土整備部	85	共通	土木工事数量算出要領(案)	国土地理院	R2.4	
参考：県土整備部	86	共通	土木工事数量算出要領数量集計表様式(案)	国土地理院	R2.4	
参考：県土整備部	87	共通	移動計測車両による測量システムを用いる数値地形図 データ作成マニュアル(案)	国土地理院	H24.5	
参考：県土整備部	88	共通	GNSS測量による標高の測量マニュアル	国土地理院	H29.2	
参考：県土整備部	89	共通	電子基準点のみを既知点とした基準点測量マニュアル	国土地理院	H27.7	
参考：県土整備部	90	共通	マルチGNSS測量マニュアル(案) 近代化GPS、Galileo等の活用	国土地理院	R2.6	
参考：県土整備部	91	共通	公共測量におけるセミ・ダイナミック補正マニュアル	国土地理院	H25.6	
参考：県土整備部	92	共通	公共事業の構想段階における計画策定プロセスガイドライン	国土交通省	H20.4	
参考：県土整備部	93	共通	国土交通省所管公共事業における景観検討の基本方針(案)	国土交通省	H21.4	
参考：県土整備部	94	共通	斜面崩壊による労働災害の防止対策に関するガイドライン	厚生労働省	H27.6	
参考：県土整備部	95	共通	土木工事に関するプレキャストコンクリート製品の設計条件明示要領(案)	国土交通省	H28.3	
参考：県土整備部	96	共通	機械式鉄筋定着工法の配筋設計ガイドライン	機械式鉄筋定着工法 技術検討委員会	H28.7	
参考：県土整備部	97	共通	現場打ちコンクリート構造物に適用する機械式鉄筋継手工法ガイドライン	機械式鉄筋継手工法 技術検討委員会	H29.3	
参考：県土整備部	98	共通	流動性を高めた現場打ちコンクリートの活用に関するガイドライン	流動性を高めたコンクリートの活用検討委員会	H29.3	
参考：県土整備部	99	共通	千葉県公共事業景観形成指針	千葉県	H21.3	
参考：県土整備部	100	共通	建設工事における自然由来重金属等含有岩石・土壌への対応マニュアル(暫定版)	建設工事における自然由来重金属等含有土砂への対応マニュアル検討委員会	H22.3	
参考：県土整備部	101	共通	建設工事で遭遇する地盤汚染対応マニュアル(改定版)	土木研究所(編集) 地盤汚染対応技術検討委員会	H24.4	
参考：県土整備部	102	共通	建設工事で遭遇するダイオキシン類汚染土壌対策マニュアル [暫定版]	土木研究所(編集)	H17.12	
参考：県土整備部	103	共通	建設工事で遭遇する廃棄物混じり土対応マニュアル	土木研究所(監修) 土木研究センター(編集)	H21.10	
参考：県土整備部	104	共通	コンクリート構造物における埋設型枠・プレハブ鉄筋に関するガイドライン	橋梁等のプレキャスト化及び標準化による生産性向上検討委員会	H30.6	
参考：県土整備部	105	共通	コンクリート橋のプレキャスト化ガイドライン	橋梁等のプレキャスト化及び標準化による生産性向上検討委員会	H30.6	
参考：県土整備部	106	共通	プレキャストコンクリート構造物に適用する機械式鉄筋継手工法ガイドライン	道路プレキャストコンクリート工技術委員会ガイドライン検討小委員会	H31.1	
参考：県土整備部	107	共通	UAVを用いた公共測量マニュアル(案)	国土地理院	H29.3	
参考：県土整備部	108	共通	地上レーザースキャナを用いた公共測量マニュアル(案)	国土地理院	H30.3	
参考：県土整備部	109	共通	UAV搭載型レーザースキャナを用いた公共測量マニュアル(案)	国土地理院	H30.3	
参考：県土整備部	110	共通	三次元点群データを使用した断面図作成マニュアル(案)	国土地理院	H31.3	
参考：県土整備部	111	共通	航空レーザ測探機を用いた公共測量マニュアル(案)	国土地理院	H31.3	
参考：県土整備部	112	共通	車載写真レーザ測量システムを用いた三次元点群測量マニュアル(案)	国土地理院	R元.12	
参考：県土整備部	113	河川・海岸・砂防・ダム関係	張出しタイプ流木捕捉工設計の手引き	砂防地すべり技術センター	R2.3	
参考：県土整備部	114	河川・海岸・砂防・ダム関係	建設省所管ダム事業環境影響評価技術指針	建設省	S60.9	
参考：県土整備部	115	河川・海岸・砂防・ダム関係	ダム事業における環境影響評価の考え方	ダム水源地環境整備センター	H12.12	
参考：県土整備部	116	河川・海岸・砂防・ダム関係	放水路事業における環境影響評価の考え方	リバーフロント整備センター	H13.6	
参考：県土整備部	117	河川・海岸・砂防・ダム関係	改訂河川計画業務ガイドライン	日本河川協会	H2.4	
参考：県土整備部	118	河川・海岸・砂防・ダム関係	国土交通省河川砂防技術基準調査編	国土交通省	H30.3	
参考：県土整備部	119	河川・海岸・砂防・ダム関係	国土交通省河川砂防技術基準計画編	国土交通省	H16.3	
参考：県土整備部	120	河川・海岸・砂防・ダム関係	建設省河川砂防技術基準(案)設計編	建設省	H9.5	
参考：県土整備部	121	河川・海岸・砂防・ダム関係	国土交通省河川砂防技術基準維持管理編(河川編)	国土交通省	H27.3	
参考：県土整備部	122	河川・海岸・砂防・ダム関係	国土交通省河川砂防技術基準維持管理編(ダム編)	国土交通省	H28.3	
参考：県土整備部	123	河川・海岸・砂防・ダム関係	国土交通省河川砂防技術基準維持管理編(砂防編)	国土交通省	H28.3	
参考：県土整備部	124	河川・海岸・砂防・ダム関係	改訂 解説・河川管理施設等構造令	日本河川協会	H12.1	
参考：県土整備部	125	河川・海岸・砂防・ダム関係	増補改訂(一部修正)版防災調節池等技術基準(案) 解説と設計事例	日本河川協会	H19.9	
参考：県土整備部	126	河川・海岸・砂防・ダム関係	流域貯留施設等技術指針(案)-増補改訂版-	雨水貯留浸透技術協会	H19.4	
参考：県土整備部	127	河川・海岸・砂防・ダム関係	港湾の施設の技術上の基準・同解説	日本港湾協会	H30.5	
参考：県土整備部	128	河川・海岸・砂防・ダム関係	数字で見る港湾2020	日本港湾協会	R2.7	
参考：県土整備部	129	河川・海岸・砂防・ダム関係	水門鉄管技術基準 ・第5回改訂版(水門扉編)-付解説- ・第5回改訂版(水圧鉄管・鉄鋼構造物、溶接・接合編)-付解説- ・FRP(M)水圧管編	電力土木技術協会	H19.9 H19.6 H22.4	
参考：県土整備部	130	河川・海岸・砂防・ダム関係	柔構造樋門設計の手引き	国土開発技術研究センター	H10.12	
参考：県土整備部	131	河川・海岸・砂防・ダム関係	河川土工マニュアル	国土技術研究センター	H21.4	
参考：県土整備部	132	河川・海岸・砂防・ダム関係	ダム・堰施設技術基準(案)	国土交通省	H28.3	
参考：県土整備部	133	河川・海岸・砂防・ダム関係	ダム・堰施設技術基準(案)(基準解説編・マニュアル編)	ダム・堰施設技術協会	H28.10	
参考：県土整備部	134	河川・海岸・砂防・ダム関係	水門・樋門ゲート設計要領(案)	ダム・堰施設技術協会	H13.12	
参考：県土整備部	135	河川・海岸・砂防・ダム関係	鋼製起伏ゲート設計要領(案)	ダム・堰施設技術協会	H11.10	
参考：県土整備部	136	河川・海岸・砂防・ダム関係	ゲート用開閉装置(機械式)設計要領(案)	ダム・堰施設技術協会	H12.8	
参考：県土整備部	137	河川・海岸・砂防・ダム関係	ゲート用開閉装置(油圧式)設計要領(案)	ダム・堰施設技術協会	H12.6	
参考：県土整備部	138	河川・海岸・砂防・ダム関係	揚排水ポンプ設備技術基準	国土交通省	H26.3	
参考：県土整備部	139	河川・海岸・砂防・ダム関係	揚排水ポンプ設備技術基準(案)同解説	河川ポンプ施設技術協会	H27.2	
参考：県土整備部	140	河川・海岸・砂防・ダム関係	海岸保全施設の技術上の基準・同解説	全国海岸協会	H30.8	
参考：県土整備部	141	河川・海岸・砂防・ダム関係	海岸便覧	全国海岸協会	H14.3	
参考：県土整備部	142	河川・海岸・砂防・ダム関係	(第2次改訂)ダム設計基準	日本大ダム会議	S53.8	
参考：県土整備部	143	河川・海岸・砂防・ダム関係	仮締切堤設置基準(案)	国土交通省河川局治水課	H26.12	
参考：県土整備部	144	河川・海岸・砂防・ダム関係	鋼矢板二重式仮締切設計マニュアル	国土技術研究センター	H13.5	
参考：県土整備部	145	河川・海岸・砂防・ダム関係	堤防余盛基準について	建設省河川局治水課	S44.1	
参考：県土整備部	146	河川・海岸・砂防・ダム関係	ダム基礎地質調査基準	日本大ダム会議	S51.3	
参考：県土整備部	147	河川・海岸・砂防・ダム関係	ダム構造物管理基準改訂	日本大ダム会議	S61.11	
参考：県土整備部	148	河川・海岸・砂防・ダム関係	水管橋設計基準	日本水道鋼管協会	H11.6	
参考：県土整備部	149	河川・海岸・砂防・ダム関係	河川事業関係規集	日本河川協会	毎年発行	
参考：県土整備部	150	河川・海岸・砂防・ダム関係	平成28年度版 河川水辺の国勢調査基本調査マニュアル【河川版】	国土交通省水管理・国土保全局河川環境課	H28.1	
参考：県土整備部	151	河川・海岸・砂防・ダム関係	平成28年度版 河川水辺の国勢調査基本調査マニュアル【ダム湖版】	国土交通省水管理・国土保全局河川環境課	H28.1	
参考：県土整備部	152	河川・海岸・砂防・ダム関係	河川関係法令規集(加除式)	第1法規	-	
参考：県土整備部	153	河川・海岸・砂防・ダム関係	護岸の力学設計法改訂	国土技術研究センター	H19.11	
参考：県土整備部	154	河川・海岸・砂防・ダム関係	海岸保全施設構造例集	全国海岸協会	S57.3	
参考：県土整備部	155	河川・海岸・砂防・ダム関係	漁港・漁場の施設の設計参考図書2015年版	全国漁港漁場協会	H28.3	
参考：県土整備部	156	河川・海岸・砂防・ダム関係	ジャケット式鋼製護岸設計指針(案)	日本港湾協会	S52.3	
参考：県土整備部	157	河川・海岸・砂防・ダム関係	砂防関係法令規集	全国治水砂防協会	H28.11	
参考：県土整備部	158	河川・海岸・砂防・ダム関係	砂防指定地実務ハンドブック	全国治水砂防協会	H13.2	
参考：県土整備部	159	河川・海岸・砂防・ダム関係	河川における樹木管理の手引き	リバーフロント整備センター	H11.9	
参考：県土整備部	160	河川・海岸・砂防・ダム関係	都市河川計画の手引き(洪水防御計画編)	国土開発技術研究センター	H5.6	
参考：県土整備部	161	河川・海岸・砂防・ダム関係	河川構造物設計業務ガイドライン(護岸設計業務)	国土開発技術研究センター	H5.10	
参考：県土整備部	162	河川・海岸・砂防・ダム関係	河川構造物設計業務ガイドライン(樋門・樋管設計業務)	国土開発技術研究センター	H8.11	
参考：県土整備部	163	河川・海岸・砂防・ダム関係	河川構造物設計業務ガイドライン(堰・床止め設計業務)	国土開発技術研究センター	H8.11	
参考：県土整備部	164	河川・海岸・砂防・ダム関係	土木構造物設計マニュアル(案)-樋門編-	全日本建設技術協会	H14.1	
参考：県土整備部	165	河川・海岸・砂防・ダム関係	床止めの構造設計手引き	国土開発技術研究センター	H10.12	
参考：県土整備部	166	河川・海岸・砂防・ダム関係	海岸保全計画の手引き	全国海岸協会	H6.3	
参考：県土整備部	167	河川・海岸・砂防・ダム関係	緩傾斜堤の設計の手引き改訂版	全国海岸協会	H18.1	

主要技術基準及び参考図書一覧表
 ※注意：最新版を利用するものとする。

分類	番号	区分	図 書 名	編集又は発行所名	制定又は発行年月	最新改定
参考：県土整備部	168	河川・海岸・砂防・ダム関係	人工リーフの設計の手引き(改訂版)の一部改訂	全国海岸協会	H29. 6	
参考：県土整備部	169	河川・海岸・砂防・ダム関係	治水経済調査マニュアル(案)	国土交通省河川局	H17. 4	
参考：県土整備部	170	河川・海岸・砂防・ダム関係	面的な海岸防護方式の計画・設計マニュアル	日本港湾協会	H3. 3	
参考：県土整備部	171	河川・海岸・砂防・ダム関係	ビーチ計画・設計マニュアル(改訂版)	日本マリーナビーチ協会	H17. 10	
参考：県土整備部	172	河川・海岸・砂防・ダム関係	港湾環境整備施設技術マニュアル	沿岸開発技術研究センター	H3. 3	
参考：県土整備部	173	河川・海岸・砂防・ダム関係	農地防災事業便覧平成10年度版	農地防災事業研究会	H11. 1	
参考：県土整備部	174	河川・海岸・砂防・ダム関係	漁港計画の手引平成4年度改訂版	全国漁港協会	H4. 11	
参考：県土整備部	175	河川・海岸・砂防・ダム関係	漁港海岸事業設計の手引	全国漁港協会	H25. 11	
参考：県土整備部	176	河川・海岸・砂防・ダム関係	水と緑の溪流づくり調査	建設省河川局砂防部	H3. 8	
参考：県土整備部	177	河川・海岸・砂防・ダム関係	溪流環境整備計画策定マニュアル(案)	建設省河川局砂防部	H6. 9	
参考：県土整備部	178	河川・海岸・砂防・ダム関係	砂防における自然環境調査マニュアル(案)	建設省河川局砂防部	H3. 1	
参考：県土整備部	179	河川・海岸・砂防・ダム関係	ダム貯水池水質調査要領	国土交通省水管理・国土保全局河川環境課	H27. 3	
参考：県土整備部	180	河川・海岸・砂防・ダム関係	グラウチング技術指針・同解説	国土技術研究センター	H15. 7	
参考：県土整備部	181	河川・海岸・砂防・ダム関係	新編・鋼製砂防構造物設計便覧(令和3年版)	砂防・地すべり技術センター	R3. 9	
参考：県土整備部	182	河川・海岸・砂防・ダム関係	土石流危険渓流および土石流危険区域調査要領(案)	建設省河川局砂防部	H11. 4	
参考：県土整備部	183	河川・海岸・砂防・ダム関係	新版 地すべり鋼管杭設計要領	斜面防災対策技術協会	H20. 5	
参考：県土整備部	184	河川・海岸・砂防・ダム関係	新・斜面崩壊防止工の設計と実例-急傾斜地崩壊防止工事技術指針-	全国治水砂防協会	R元・5	
参考：県土整備部	185	河川・海岸・砂防・ダム関係	ダム事業の手引き(平成元年度版)	ダム技術センター	H元・4	
参考：県土整備部	186	河川・海岸・砂防・ダム関係	フィルダムの耐震設計指針(案)	国土開発技術研究センター	H3. 6	
参考：県土整備部	187	河川・海岸・砂防・ダム関係	多目的ダムの建設	ダム技術センター	H17. 6	
参考：県土整備部	188	河川・海岸・砂防・ダム関係	改訂3版 コンクリートダムの細部技術	ダム技術センター	H22. 7	
参考：県土整備部	189	河川・海岸・砂防・ダム関係	ルジオンテスト技術指針・同解説	国土技術研究センター	H18. 7	
参考：県土整備部	190	河川・海岸・砂防・ダム関係	発電用水力設備の技術基準と官庁手続き(平成23年改訂版)	電力土木技術協会	H23. 3	
参考：県土整備部	191	河川・海岸・砂防・ダム関係	ダムの地質調査	土木学会	S62. 6	
参考：県土整備部	192	河川・海岸・砂防・ダム関係	ダムの岩盤掘削	土木学会	H4. 4	
参考：県土整備部	193	河川・海岸・砂防・ダム関係	原位置岩盤試験法の指針-平板載荷試験法-せせり試験法-孔内載荷試験法-	土木学会	H12. 12	
参考：県土整備部	194	河川・海岸・砂防・ダム関係	軟岩の調査・試験の指針(案)~1991年版~	土木学会	H3. 11	
参考：県土整備部	195	河川・海岸・砂防・ダム関係	河川定期縦横断データ作成ガイドライン	国土交通省河川局	H20. 5	
参考：県土整備部	196	河川・海岸・砂防・ダム関係	河川景観の形成と保全の考え方	国土交通省河川局	H18. 10	
参考：県土整備部	197	河川・海岸・砂防・ダム関係	河川の景観形成に資する石積み構造物の整備に関する資料	国土交通省河川局河川環境課	H18. 8	
参考：県土整備部	198	河川・海岸・砂防・ダム関係	砂防関係事業における景観形成ガイドライン	国土交通省砂防部	H19. 2	
参考：県土整備部	199	河川・海岸・砂防・ダム関係	海岸景観形成ガイドライン	国土交通省河川局・港湾局、農林水産省農村振興局 水産庁	H18. 1	
参考：県土整備部	200	河川・海岸・砂防・ダム関係	美しい山河を守る災害復旧基本方針	国土交通省	H30. 6	
参考：県土整備部	201	河川・海岸・砂防・ダム関係	河川水辺総括資料作成調査の手引き(案)	リバーフロント整備センター	H13. 8	
参考：県土整備部	202	河川・海岸・砂防・ダム関係	河川水辺の国勢調査マニュアル(案)(河川空間利用実態調査編)	国土交通省	H30. 12	
参考：県土整備部	203	河川・海岸・砂防・ダム関係	ダム湖利用実態調査調査マニュアル(案)	建設省河川局	H31. 3	
参考：県土整備部	204	河川・海岸・砂防・ダム関係	試験湛水実施要領(案)	国土交通省	H11. 10	
参考：県土整備部	205	河川・海岸・砂防・ダム関係	台形CSGダム設計・施工・品質管理技術資料	ダム技術センター	H24. 6	
参考：県土整備部	206	河川・海岸・砂防・ダム関係	改訂版巡航RCD工法施工技術資料	ダム技術センター	H24. 2	
参考：県土整備部	207	河川・海岸・砂防・ダム関係	貯水池周辺の地すべり調査と対策に関する技術指針(案)	国土交通省	H21. 7	
参考：県土整備部	208	河川・海岸・砂防・ダム関係	活断層地形要素判読マニュアル	(独)土木研究所材 料地盤研究グループ (地質)他	H18. 3	
参考：県土整備部	209	河川・海岸・砂防・ダム関係	正常流量検討の手引き(案)	国土交通省	H19. 9	
参考：県土整備部	210	河川・海岸・砂防・ダム関係	洪水予測システムチェックリスト(案)	国土技術政策総合研究所	H22. 5	
参考：県土整備部	211	河川・海岸・砂防・ダム関係	洪水浸水想定区域図作成マニュアル(第4版)	国土交通省	H27. 7	
参考：県土整備部	212	河川・海岸・砂防・ダム関係	浸水想定区域図データ電子化ガイドライン(第3版)	国土交通省	R元・9	
参考：県土整備部	213	河川・海岸・砂防・ダム関係	水害ハザードマップ作成の手引き	国土交通省	H28. 4	
参考：県土整備部	214	河川・海岸・砂防・ダム関係	砂防基本計画策定指針(土石流・流木対策編)解説	国土技術政策総合研究所	H28. 4	
参考：県土整備部	215	河川・海岸・砂防・ダム関係	土石流・流木対策設計技術指針解説	国土技術政策総合研究所	H28. 4	
参考：県土整備部	216	河川・海岸・砂防・ダム関係	多自然川づくりポイントブックⅢ 中小河川に関する河道計画の技術基準;解説	リバーフロント整備センター	H23. 10	
参考：県土整備部	217	河川・海岸・砂防・ダム関係	リアルタイム浸水予測シミュレーションの手引き(案)	国土交通省	H17. 6	
参考：県土整備部	218	河川・海岸・砂防・ダム関係	中小河川浸水想定区域図作成の手引き	国土交通省	H28. 3	
参考：県土整備部	219	河川・海岸・砂防・ダム関係	河道計画検討の手引き	国土技術研究センタ	H14. 2	
参考：県土整備部	220	河川・海岸・砂防・ダム関係	海岸施設設計便覧2000年版	土木学会	H12. 11	
参考：県土整備部	221	河川・海岸・砂防・ダム関係	自然共生型海岸づくりの進め方	全国海岸協会	H15. 3	
参考：県土整備部	222	河川・海岸・砂防・ダム関係	海岸事業の費用便益分析指針【改訂版】	農林水産省農村振興局・農林水産省水産庁・国土交通省河川局・国土交通 省港湾局	R2. 4	
参考：県土整備部	223	河川・海岸・砂防・ダム関係	津波浸水想定区域図の手引きVer. 2. 10	国土交通省水管理・国土保全局海岸室、国土交通省国土技術政策総合研究 所河川研究部海岸研究室	H31. 4	
参考：県土整備部	224	河川・海岸・砂防・ダム関係	津波の河川遡上解析の手引き(案)	国土技術研究センター	H19. 5	
参考：県土整備部	225	河川・海岸・砂防・ダム関係	津波・高潮対策における水門・陸閘等管理システムガイドライン (Ver3. 1)	農林水産省農村振興局・農林水産省水産庁・国土交通省河川局・国土交通 省港湾局	H28. 4	
参考：県土整備部	226	河川・海岸・砂防・ダム関係	海岸における水防警報の手引き(案)	国土交通省河川局防 災課、海岸室	H22. 3	
参考：県土整備部	227	河川・海岸・砂防・ダム関係	海岸漂着危険物対応ガイドライン	農林水産省農村振興局・農林水産省水産庁・国土交通省河川局・国土交通 省港湾局	H21. 6	
参考：県土整備部	228	河川・海岸・砂防・ダム関係	海岸保全施設維持管理マニュアル	農林水産省農村振興局防 災課、農林水産省水産庁 防災漁村課、国土交通省水管理・国土保全局海岸室、国土交通省港湾局海岸・防災課	R2. 6	
参考：県土整備部	229	河川・海岸・砂防・ダム関係	砂防事業の費用便益分析マニュアル(案)	国土交通省水管理・国土保全局砂防部	R3. 1	
参考：県土整備部	230	河川・海岸・砂防・ダム関係	土石流対策事業の費用便益分析マニュアル(案)	国土交通省水管理・国土保全局砂防部	R3. 1	
参考：県土整備部	231	河川・海岸・砂防・ダム関係	地すべり対策事業の費用便益分析マニュアル(案)	国土交通省水管理・国土保全局砂防部	H24. 3	
参考：県土整備部	232	河川・海岸・砂防・ダム関係	急傾斜地崩壊対策事業の費用便益分析マニュアル(案)	建設省砂防部	R3. 1	
参考：県土整備部	233	河川・海岸・砂防・ダム関係	砂防関係施設の長寿命化計画策定ガイドライン(案)	国土交通省水管理・国土保全局砂防部	R2. 3	
参考：県土整備部	234	河川・海岸・砂防・ダム関係	都道府県と気象庁が共同して土砂災害警戒情報を作成・発表するための手引き	国土交通省水管理・国土保全局砂防部、気象庁予報部	R3. 6	
参考：県土整備部	235	河川・海岸・砂防・ダム関係	国土交通省河川局砂防部と気象庁予報部の連携による土砂災害 警戒基準雨量の設定手法(案)	国土交通省河川局砂防部、気象庁予報部、国土交通省国土技術政策総合研究所	H17. 6	
参考：県土整備部	236	河川・海岸・砂防・ダム関係	土砂災害ハザードマップ作成ガイドライン	国土交通省水管理・国土保全局砂防部砂防計画課	R2. 10	
参考：県土整備部	237	河川・海岸・砂防・ダム関係	土砂災害警戒避難ガイドライン	国土交通省砂防部	H27. 4	
参考：県土整備部	238	河川・海岸・砂防・ダム関係	火山噴火緊急減災対策砂防計画策定ガイドライン	国土交通省河川局砂防部	H19. 4	
参考：県土整備部	239	河川・海岸・砂防・ダム関係	火山噴火に起因した土砂災害予想区域図作成の手引き(案)	国土交通省水管理・国土保全局砂防部	H25. 3	
参考：県土整備部	240	河川・海岸・砂防・ダム関係	「地すべり防止技術指針」並びに「地すべり防止技術指針解説」	国土交通省河川局砂防部	H20. 1	
参考：県土整備部	241	河川・海岸・砂防・ダム関係	既設砂防堰堤を活用した小水力発電ガイドライン(案)	国土交通省河川局砂防部保全課	H22. 2	
参考：県土整備部	242	河川・海岸・砂防・ダム関係	山地河道における流砂水文観測の手引き(案)	国土交通省国土技術 政策総合研究所	H24. 4	
参考：県土整備部	243	河川・海岸・砂防・ダム関係	深層崩壊に起因する土石流の流下・氾濫計算マニュアル(案)	土木研究所	H25. 1	
参考：県土整備部	244	河川・海岸・砂防・ダム関係	大規模土移動検知システムにおけるセンサー設置マニュアル(案)	土木研究所	H24. 6	
参考：県土整備部	245	河川・海岸・砂防・ダム関係	表層崩壊に起因する土石流の発生危険度評価マニュアル(案)	土木研究所	H21. 1	
参考：県土整備部	246	河川・海岸・砂防・ダム関係	天然ダム監視技術マニュアル(案)	土木研究所	H20. 12	
参考：県土整備部	247	河川・海岸・砂防・ダム関係	深層崩壊の発生恐れのある溪流抽出マニュアル(案)	土木研究所	H20. 11	
参考：県土整備部	248	河川・海岸・砂防・ダム関係	振動検知式土石流センサー設置マニュアル(案)	土木研究所	H17. 7	
参考：県土整備部	249	河川・海岸・砂防・ダム関係	砂防ソイルセメント設計・施工便覧	砂防・地すべり技術センター	H28. 12	
参考：県土整備部	250	河川・海岸・砂防・ダム関係	集落雪崩対策工事技術指針	雪センター	H8. 2	
参考：県土整備部	251	河川・海岸・砂防・ダム関係	北海道の地域特性を考慮した雪崩対策の技術資料(案)	土木研究所寒地土木研究所	H22. 3	
参考：県土整備部	252	河川・海岸・砂防・ダム関係	火山砂防策定指針	建設省河川局砂防部	H4. 4	
参考：県土整備部	253	河川・海岸・砂防・ダム関係	深層崩壊対策技術に関する基本的事項	国土交通省国土技術政策総合研究所	H26. 9	

主要技術基準及び参考図書一覧表

※注意：最新版を利用するものとする。

分類	番号	区分	図 書 名	編集又は発行所名	制定又は発行年月	最新改定
参考：県土整備部	254	河川・海岸・砂防・ダム関係	河川・海岸構造物の復旧における景観配慮の手引き	国土交通省水管理・国土保全局	H23.11	
参考：県土整備部	255	河川・海岸・砂防・ダム関係	砂防関係施設点検要領(案)	国土交通省砂防部保全課	H31.3	
参考：県土整備部	256	河川・海岸・砂防・ダム関係	海岸施設設計便覧(2000年版)	土木学会	H12.11	
参考：県土整備部	257	河川・海岸・砂防・ダム関係	海岸保全施設耐震点検マニュアル	農林水産省・水産庁・運輸省・建設省	H7.4	
参考：県土整備部	258	河川・海岸・砂防・ダム関係	河川堤防設計指針	国土交通省河川局	H19.3	
参考：県土整備部	259	河川・海岸・砂防・ダム関係	河川堤防構造検討の手引き	(財)国土技術研究センター	H24.2	
参考：県土整備部	260	河川・海岸・砂防・ダム関係	ドレーン工設計マニュアル	国土交通省水管理・国土保全局	H25.6	
参考：県土整備部	261	河川・海岸・砂防・ダム関係	ゴム袋体をゲート又は起伏装置に用いる堰のゴム袋体に関する基準(案)	国土交通省	H27.3	
参考：県土整備部	262	河川・海岸・砂防・ダム関係	水文観測業務規程	国土交通省	H29.3	
参考：県土整備部	263	河川・海岸・砂防・ダム関係	水文観測業務規程細則	国土交通省水管理・国土保全局	H29.3	
参考：県土整備部	264	河川・海岸・砂防・ダム関係	水文観測データ統計処理要領	国土交通省水管理・国土保全局	H26.3	
参考：県土整備部	265	河川・海岸・砂防・ダム関係	水文観測データ品質照査要領	国土交通省水管理・国土保全局	H26.3	
参考：県土整備部	266	河川・海岸・砂防・ダム関係	水文観測	全日本建設技術協会	H14	
参考：県土整備部	267	河川・海岸・砂防・ダム関係	絵でみる水文観測	中部建設協会	H13.9	
参考：県土整備部	268	河川・海岸・砂防・ダム関係	流量観測の高度化マニュアル(高水流量観測編)	土木研究所	H28.6	
参考：県土整備部	269	河川・海岸・砂防・ダム関係	河川結氷時の流量推定手法マニュアル(案)	寒地土木研究所	H24.3	
参考：県土整備部	270	河川・海岸・砂防・ダム関係	河川構造物の耐震性能照査指針・解説	国土交通省水管理・国土保全局治水課	H28.3	
参考：県土整備部	271	河川・海岸・砂防・ダム関係	高規格堤防盛土設計・施工マニュアル	(財)リバーフロン整備センター	H12.3	
参考：県土整備部	272	河川・海岸・砂防・ダム関係	多自然川づくり基本指針	国土交通省河川局	H18.10	
参考：県土整備部	273	河川・海岸・砂防・ダム関係	中小河川に関する河道計画の技術基準	国土交通省河川局 河川環境課・治水課・防災課	H22.8	
参考：県土整備部	274	河川・海岸・砂防・ダム関係	大河川における多自然川づくり-Q&A形式で理解を深める-	国土交通省水管理・国土保全局河川環境課	H31.3	
参考：県土整備部	275	河川・海岸・砂防・ダム関係	実践的な河川環境の評価・改善の手引き(案)	(財)リバーフロント研究所	H31.3	
参考：県土整備部	276	河川・海岸・砂防・ダム関係	ダム貯水池水質改善の手引き	国土交通省水管理・国土保全局河川環境課	H30.3	
参考：県土整備部	277	河川・海岸・砂防・ダム関係	高潮浸水想定区域作成の手引きVer. 2.10	農林水産省農村振興局整備部防災課、農林水産省水産庁漁港漁場整備部防災漁村課、国土交通省水管理・国土保全局河川環境課、国土交通省水管理・国土保全局海岸室、国土交通省港湾局海岸・防災課	R3.7	
参考：県土整備部	278	河川・海岸・砂防・ダム関係	小規模河川の氾濫推定図作成の手引き	国土交通省	R2.6	
参考：県土整備部	279	河川・海岸・砂防・ダム関係	ダム事業における環境影響評価配慮書作成の手引き(案)	国土交通省水管理・国土保全局河川環境課	R2.6	
参考：県土整備部	280	河川・海岸・砂防・ダム関係	豪雨時の土砂生産をとまなう土砂動態解析に関する留意点	国土交通省国土技術政策総合研究所	H27.11	
参考：県土整備部	281	河川・海岸・砂防・ダム関係	河床変動計算を用いた土砂・洪水氾濫対策に関する砂防施設配置検討の手引き(案)	国土交通省国土技術政策総合研究所	H30.11	
参考：県土整備部	282	河川・海岸・砂防・ダム関係	大規模土砂生産後に生じる活発な土砂流出に関する対策の基本的考え方(案)	国土交通省国土技術政策総合研究所	R2.6	
参考：県土整備部	283	河川・海岸・砂防・ダム関係	高潮特別警戒水位の設定の手引き	国土交通省水管理・国土保全局河川環境課水防企画室、国土交通省水管理・国土保全局海岸室、国土交通省国土技術政策総合研究所河川研究部海岸研究室	R3.5	
参考：県土整備部	284	道路関係	建設省所管道路事業影響評価技術指針	建設省	S60.9	
参考：県土整備部	285	道路関係	道路環境影響評価要覧<1992年版>	道路環境研究所	H4.9	
参考：県土整備部	286	道路関係	道路構造令の解説と運用	日本道路協会	H27.6	
参考：県土整備部	287	道路関係	第7次改訂道路技術基準通達集-基準の変遷と通達-	ぎょうせい	H14.3	
参考：県土整備部	288	道路関係	林道規程一運用と解説-	日本林道協会	H23.9	
参考：県土整備部	289	道路関係	交通渋滞実態調査マニュアル	建設省土木研究所	H2.2	
参考：県土整備部	290	道路関係	自転車道等の設計基準解説	日本道路協会	S49.10	
参考：県土整備部	291	道路関係	自転車道必携	自転車道協会	S60.3	
参考：県土整備部	292	道路関係	自転車利用環境整備のためのキーポイント	日本道路協会	H25.6	
参考：県土整備部	293	道路関係	交通工学ハンドブック2014	交通工学研究会	H25.12	
参考：県土整備部	294	道路関係	クロソイドポケットブック(改訂版)	日本道路協会	S49.8	
参考：県土整備部	295	道路関係	道路の交通容量	日本道路協会	S59.9	
参考：県土整備部	296	道路関係	道路の交通容量1985	交通工学研究会	S62.2	
参考：県土整備部	297	道路関係	HIGHWAY CAPACITY MANUAL	Transportation Research Board	2010	
参考：県土整備部	298	道路関係	平面交差の計画と設計 基礎編-計画・設計・交通信号 制御の手引き-	交通工学研究会	H30.11	
参考：県土整備部	299	道路関係	平面交差の計画と設計一応用編-2007	交通工学研究会	H19.10	
参考：県土整備部	300	道路関係	路面標示設置マニュアル	交通工学研究会	H24.1	
参考：県土整備部	301	道路関係	交通工学実務双書第4巻 市街地道路の計画と設計	交通工学研究会	S63.12	
参考：県土整備部	302	道路関係	生活道路のゾーン対策マニュアル	交通工学研究会	H29.3	
参考：県土整備部	303	道路関係	道路環境影響評価の技術手法(平成24年度版)及び道路環境影響評価の技術手法4.騒音4.1自動車の走行に係る騒音(令和2年度版)	国土技術政策総合研究所、土木研究所	H25.3	
参考：県土整備部	304	道路関係	多数アンカー式補強土壁工法設計・施工マニュアル 第3版	土木研究センター	H26.8	
参考：県土整備部	305	道路関係	補強土(テールアルメ)壁工法設計・施工マニュアル 第3回改訂版	土木研究センター	H26.8	
参考：県土整備部	306	道路関係	ジオテキスタイルを用いた補強土の設計・施工マニュアル改訂版	土木研究センター	H25.12	
参考：県土整備部	307	道路関係	アダムウォール(補強土壁)工法設計・施工マニュアル	土木研究センター	H26.9	
参考：県土整備部	308	道路関係	プレキャストボックスカルバート設計・施工マニュアル(鉄筋コンクリート製・プレストレストコンクリート製)	全国ボックスカルバート協会	H30.4	
参考：県土整備部	309	道路関係	下水道用強化プラスチック複合管道路埋設指針(平成11年改訂)	強化プラスチック複合管協会	H11.3	
参考：県土整備部	310	道路関係	下水道用硬質塩化ビニル管道路埋設指針	塩化ビニル管継手協会	H11.3	
参考：県土整備部	311	道路関係	プレキャストボックスカルバート設計施工要領・同解説	日本PCボックスカルバート製品協会	H24.3	
参考：県土整備部	312	道路関係	のり枠工の設計・施工指針	全国特定法面保護協会	H25.10	
参考：県土整備部	313	道路関係	鋼道路橋疲労設計便覧	日本道路協会	R2.9	
参考：県土整備部	314	道路関係	鋼道路橋設計便覧	日本道路協会	R2.9	
参考：県土整備部	315	道路関係	鋼道路橋施工便覧(改訂版)	日本道路協会	R2.9	
参考：県土整備部	316	道路関係	道路橋耐風設計便覧	日本道路協会	H20.1	
参考：県土整備部	317	道路関係	杭基礎設計便覧	日本道路協会	R2.9	
参考：県土整備部	318	道路関係	杭基礎施工便覧	日本道路協会	R2.9	
参考：県土整備部	319	道路関係	鋼管矢板基礎設計施工便覧	日本道路協会	H9.12	
参考：県土整備部	320	道路関係	斜面上の深礎基礎設計施工便覧	日本道路協会	H24.4	
参考：県土整備部	321	道路関係	立体横断施設技術基準・同解説	日本道路協会	S54.1	
参考：県土整備部	322	道路関係	コンクリート道路橋設計便覧	日本道路協会	R2.9	
参考：県土整備部	323	道路関係	コンクリート道路橋施工便覧	日本道路協会	R2.9	
参考：県土整備部	324	道路関係	道路橋伸縮装置便覧	日本道路協会	S45.11	
参考：県土整備部	325	道路関係	鋼道路橋防食便覧	日本道路協会	H26.3	
参考：県土整備部	326	道路関係	小規模吊橋指針・同解説	日本道路協会	S59.4	
参考：県土整備部	327	道路関係	道路橋床版防水便覧	日本道路協会	H19.3	
参考：県土整備部	328	道路関係	鋼構造架設設計施工指針 [2012年版]	土木学会	H24.6	
参考：県土整備部	329	道路関係	美しい橋のデザインマニュアル第1集	土木学会	H5.3	
参考：県土整備部	330	道路関係	美しい橋のデザインマニュアル第2集	土木学会	H5.7	
参考：県土整備部	331	道路関係	橋の美Ⅰ-道路橋景観便覧 橋の美Ⅱ-道路橋景観便覧 橋の美Ⅲ-橋梁デザインノート	日本道路協会	S52.7 S56.6 H4.5	
参考：県土整備部	332	道路関係	道路トンネル技術基準(換気編)・同解説 平成20年改訂版	日本道路協会	H20.10	
参考：県土整備部	333	道路関係	道路トンネル技術基準(構造編)・同解説	日本道路協会	H15.11	
参考：県土整備部	334	道路関係	道路トンネル非常用施設設置基準・同解説	日本道路協会	R元-9	
参考：県土整備部	335	道路関係	道路トンネル維持管理便覧【本体工編】(令和2年度)	日本道路協会	R2.8	
参考：県土整備部	336	道路関係	道路トンネル維持管理便覧【付属施設編】(改訂版)	日本道路協会	H28.11	
参考：県土整備部	337	道路関係	道路トンネル観察・計測指針 平成21年改訂版	日本道路協会	H21.2	

主要技術基準及び参考図書一覧表
 ※注意：最新版を利用するものとする。

分類	番号	区分	図 書 名	編集又は発行所名	制定又は発行年月	最新改定
参考：県土整備部	338	道路関係	道路トンネル安全施工技術指針	日本道路協会	H8.10	
参考：県土整備部	339	道路関係	シールトトンネル設計・施工指針	日本道路協会	H21.2	
参考：県土整備部	340	道路関係	舗装の構造に関する技術基準・同解説	日本道路協会	H13.9	
参考：県土整備部	341	道路関係	舗装設計施工指針平成18年版	日本道路協会	H18.2	
参考：県土整備部	342	道路関係	アスファルト舗装工事共通仕様書解説(改訂版)	日本道路協会	H4.12	
参考：県土整備部	343	道路関係	舗装設計便覧平成18年版	日本道路協会	H18.2	
参考：県土整備部	344	道路関係	舗装施工便覧平成18年版	日本道路協会	H18.2	
参考：県土整備部	345	道路関係	アスファルト混合所便覧(平成8年版)	日本道路協会	H8.10	
参考：県土整備部	346	道路関係	舗装再生便覧平成22年版	日本道路協会	H22.11	
参考：県土整備部	347	道路関係	砂利道の瀝青路面処理指針	日本アスファルト協会	S59.9	
参考：県土整備部	348	道路関係	フルデプス・アスファルト舗装設計施工指針(案)	日本アスファルト協会	S61.9	
参考：県土整備部	349	道路関係	製鋼スラグを用いたアスファルト舗装設計施工指針	製鋼スラグ協会	S57.7	
参考：県土整備部	350	道路関係	製鋼スラグ路盤設計施工指針	編集：鉄鋼スラグ路 盤設計施工指針作成委員会 発行：土木研究センター	H27.3	
参考：県土整備部	351	道路関係	インターロッキングブロック舗装設計施工要領	インターロッキング ブロック 舗装技術協会	H29.3	
参考：県土整備部	352	道路関係	設計要領第一集 舗装保全編・舗装建設編	NEXCO	H29.7	
参考：県土整備部	353	道路関係	構内舗装・排水設計基準及び同資料平成27年版	国土交通省	H27.3	
参考：県土整備部	354	道路関係	併用軌道構造設計指針	日本道路協会	S37.5	
参考：県土整備部	355	道路関係	舗装性能評価法-必須および主要な性能指標の評価法編-	日本道路協会	H25.4	
参考：県土整備部	356	道路関係	舗装性能評価法別冊-必要に応じ定める性能指標の評価法編-	日本道路協会	H20.3	
参考：県土整備部	357	道路関係	道路維持修繕要綱(改訂版)	日本道路協会	S53.7	
参考：県土整備部	358	道路関係	舗装調査・試験法便覧(平成31年度版)(全4分冊)	日本道路協会	H31.3	
参考：県土整備部	359	道路関係	道路震災対策便覧(震前対策編)平成18年度改訂版	日本道路協会	H18.9	
参考：県土整備部	360	道路関係	道路震災対策便覧(震災復旧編)平成18年度改訂版	日本道路協会	H19.3	
参考：県土整備部	361	道路関係	道路震災対策便覧(震災危機管理編)	日本道路協会	R元.7	
参考：県土整備部	362	道路関係	落石対策便覧	日本道路協会	H29.12	
参考：県土整備部	363	道路関係	道路緑化技術基準・同解説	日本道路協会	H28.3	
参考：県土整備部	364	道路関係	道路土工構造物技術基準	国土交通省	H27.3	
参考：県土整備部	365	道路関係	道路防雪便覧	日本道路協会	H2.5	
参考：県土整備部	366	道路関係	共同溝設計指針	日本道路協会	S61.3	
参考：県土整備部	367	道路関係	プレキャストコンクリート共同溝設計・施工要領(案)	道路保全技術センター	H6.3	
参考：県土整備部	368	道路関係	共同溝耐震設計要領(案)	建設省土木研究所	S59.10	
参考：県土整備部	369	道路関係	キャブシステム技術マニュアル(案)解説	開発問題研究所	H5.8	
参考：県土整備部	370	道路関係	防護柵の設置基準・同解説(改訂版)/ボラード設置便覧	日本道路協会	R3.3	
参考：県土整備部	371	道路関係	車両用防護柵標準仕様・同解説	日本道路協会	H16.3	
参考：県土整備部	372	道路関係	道路標識設置基準・同解説	日本道路協会	S61.1	
参考：県土整備部	373	道路関係	視線誘導標設置基準・同解説	日本道路協会	S59.10	
参考：県土整備部	374	道路関係	道路照明施設設置基準・同解説	日本道路協会	H19.10	
参考：県土整備部	375	道路関係	道路・トンネル照明器材仕様書	建設電気技術協会	H31.3	
参考：県土整備部	376	道路関係	LED道路・トンネル照明導入ガイドライン(案)	国土交通省	H27.3	
参考：県土整備部	377	道路関係	道路反射鏡設置指針	日本道路協会	S55.12	
参考：県土整備部	378	道路関係	視覚障害者誘導用ブロック設置指針・同解説	日本道路協会	S60.9	
参考：県土整備部	379	道路関係	道路標識ハンドブック(2021年度版) 道路標識ハンドブックII(2021年度版) 道路標識ハンドブックIII(2020年度版)	全国道路標識・標示業協会編	R4.1 R4.1 R3.3	
参考：県土整備部	380	道路関係	路面標示ハンドブック第5版	全国道路標識・標示業協会編	H30.10	
参考：県土整備部	381	道路関係	駐車場設計・施工指針同解説	日本道路協会	H4.11	
参考：県土整備部	382	道路関係	料金徴収施設設置基準(案)・同解説	日本道路協会	H11.9	
参考：県土整備部	383	道路関係	(補訂版)道路のデザイン 道路デザイン指針(案)とその解説	日本みち研究所	H29.11	
参考：県土整備部	384	道路関係	景観に配慮した道路附属物等ガイドライン	日本みち研究所	H29.11	
参考：県土整備部	385	道路関係	路上自転車・自動二輪車等駐車場設置指針・同解説	日本道路協会	H19.1	
参考：県土整備部	386	道路関係	道路防災総点検要領 [豪雨・豪雪等]	道路保全技術センター	H8.8	
参考：県土整備部	387	道路関係	道路防災総点検要領 [地震]	道路保全技術センター	H8.8	
参考：県土整備部	388	道路関係	防災カルテ作成・運用要領	道路保全技術センター	H8.12	
参考：県土整備部	389	道路関係	道路防災点検の手引 [豪雨・豪雪等]	道路保全技術センター	H19.9	
参考：県土整備部	390	道路関係	橋梁の維持管理の体系と橋梁管理カルテ作成要領(案)	国土交通省道路局国道・防災課	H16.3	
参考：県土整備部	391	道路関係	橋梁定期点検要領	国土交通省道路局国道・防災課	H31.3	
参考：県土整備部	392	道路関係	道路土工構造物点検要領	国土交通省道路局国道・防災課	H30.6	
参考：県土整備部	393	道路関係	舗装点検要領	国土交通省道路局国道・防災課	H29.3	
参考：県土整備部	394	道路関係	道路トンネル定期点検要領	国土交通省道路局国道・防災課	H31.3	
参考：県土整備部	395	道路関係	シェッド・大型カルバート等定期点検要領	国土交通省道路局国道・防災課	H31.3	
参考：県土整備部	396	道路関係	道路土工構造物点検必携	日本道路協会	H30.7	
参考：県土整備部	397	道路関係	舗装点検要領に基づく舗装マネジメント指針	日本道路協会	H30.9	
参考：県土整備部	398	道路関係	橋梁点検必携平成29年度版	日本道路協会	H29.4	
参考：県土整備部	399	道路関係	ずい道等建設工事における換気技術指針	建設業労働災害防止協会	H24.3	
参考：県土整備部	400	道路関係	道路管理施設等設計指針(案)・道路管理施設等設計要領(案)	日本建設機械施工協会	H15.7	
参考：県土整備部	401	道路関係	構想段階における道路計画策定プロセスガイドライン	国土交通省道路局	H25.7	
参考：県土整備部	402	道路関係	凸部、狹窄部及び屈曲部の設置に関する技術基準	国土交通省都市局・道路局	H28.3	
参考：県土整備部	403	道路関係	ラウンドアバウトマニュアル	交通工学研究会	H28.4	
参考：県土整備部	404	道路関係	安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン	国土交通省道路局警察庁交通局	H28.7	
参考：県土整備部	405	道路関係	道路橋ケーブル構造便覧	日本道路協会	R3.11	
参考：県土整備部	406	道路関係	舗装種別選定の手引き	日本道路協会	R3.12	
参考：県土整備部	407	道路関係	安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン	国土交通省道路局警察庁交通局	H28.7	
参考：県土整備部	408	電気・機械・設備等	日本電機工業会(JEM)規格	日本電機工業会	—	
参考：県土整備部	409	電気・機械・設備等	解説電気設備の技術基準	経済産業省原子力安全・保安院	H28.9	
参考：県土整備部	410	電気・機械・設備等	内線規程 JEAC 8001-2018	日本電気協会	H28.10	
参考：県土整備部	411	電気・機械・設備等	電気通信設備工事共通仕様書平成31年版	国土交通省	R元.6	
参考：県土整備部	412	電気・機械・設備等	電気通信設備施工管理の手引き平成30年版	建設電気技術協会	H30.9	
参考：県土整備部	413	電気・機械・設備等	建築設備設計基準平成30年版	国土交通省	H30.3	
参考：県土整備部	414	電気・機械・設備等	公共建築工事標準仕様書 [電気設備工事編] 平成31年版	国土交通省	H31.3	
参考：県土整備部	415	電気・機械・設備等	公共建築工事標準仕様書 [機械設備工事編] 平成31年版	国土交通省	H31.3	
参考：県土整備部	416	電気・機械・設備等	公共建築設備工事標準図 [電気設備工事編] 平成31年版	国土交通省	H31.3	
参考：県土整備部	417	電気・機械・設備等	公共建築設備工事標準図 [機械設備工事編] 平成31年版	国土交通省	H31.3	
参考：県土整備部	418	電気・機械・設備等	電気設備工事監理指針	公共建築協会	H28.10	
参考：県土整備部	419	電気・機械・設備等	電気通信設備工事費積算のための工事数量とりまとめ要領	建設電気技術協会	H12.3	
参考：県土整備部	420	電気・機械・設備等	通信鉄塔設計要領・同解説	建設電気技術協会	H25.3	
参考：県土整備部	421	電気・機械・設備等	通信鉄塔・局舎耐震診断基準(案)・同解説	建設電気技術協会	H25.3	
参考：県土整備部	422	電気・機械・設備等	光ファイバケーブル施工要領・同解説	建設電気技術協会	H25.3	
参考：県土整備部	423	電気・機械・設備等	電気通信施設設計要領・同解説(電気編)	建設電気技術協会	H29.9	
参考：県土整備部	424	電気・機械・設備等	電気通信施設設計要領・同解説(通信編)	建設電気技術協会	H29.11	

主要技術基準及び参考図書一覧表
 ※注意：最新版を利用するものとする。

分類	番号	区分	図 書 名	編集又は発行所名	制定又は発行年月	最新改定
参考：県土整備部	425	電気・機械・設備等	電気通信施設設計要領・同解説(情報通信システム編)	建設電気技術協会	H30.1	
参考：県土整備部	426	電気・機械・設備等	雷害対策設計施工要領(案)・同解説	建設電気技術協会	H31.4	
参考：県土整備部	427	電気・機械・設備等	電気通信施設劣化診断要領・同解説(電力設備編)	建設電気技術協会	H18.11	
参考：県土整備部	428	電気・機械・設備等	機械工事塗装要領(案)・同解説	国土交通省	H22.3	
参考：県土整備部	429	電気・機械・設備等	機械工事共通仕様書(案)	国土交通省	H29.3	
参考：県土整備部	430	電気・機械・設備等	機械工事管理基準(案)	国土交通省	H29.3	
参考：県土整備部	431	電気・機械・設備等	河川用ゲート設備点検・整備・更新マニュアル(案)	国土交通省	H27.3	
参考：県土整備部	432	電気・機械・設備等	河川ポンプ設備点検・整備・更新マニュアル(案)	国土交通省	H27.3	
参考：県土整備部	433	電気・機械・設備等	ダム用ゲート設備等点検・整備・更新検討マニュアル(案)	国土交通省	H30.3	
参考：県土整備部	434	電気・機械・設備等	道路機械設備点検・整備・更新マニュアル(案)	国土交通省	H28.3	